

デジタルマネーの権利と移転

デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会

要 旨

本稿は、日本銀行金融研究所が設置した「デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会」（メンバー〈50音順、敬称略〉：井上聡、垣内秀介、加毛明、神作裕之、神田秀樹〈座長〉、小出篤、宍戸常寿、菅野百合、事務局：日本銀行金融研究所）の報告書である。

デジタルマネーにはさまざまな種類が存在するが、その利用者の権利の法的性質は必ずしも定かではない。そこで、本報告書では、さまざまな種類が存在するデジタルマネーのうち、資金決済法の定める資金移動業者および第三者型前払式支払手段の発行者が提供するデジタルマネー、仲介者が存在する預金型および資金移動型デジタルマネー、ならびに、電子決済手段を取り上げ、利用者の権利の性質や権利が移転する際の法的な構成についての分析を行った。

主な指摘事項は次のとおりである。(i) デジタルマネーは、種類によって利用者の権利そのものや権利移転の法律構成が異なりうる。具体的には、本報告書の対象とするデジタルマネーについては、権利の種類としては債権または信託受益権、移転については、債権譲渡、債権者の交替による更改、債権の消滅・発生と構成しうる。(ii) 消滅・発生構成は、発行者と利用者との間の合意によって、発行者の管理する口座（アカウント）において、残高を記帳することによって権利を移転するという法律構成であり、口座の記録のみで第三者との関係を規律することを想定するものである。(iii) 仲介者が存在する場合でも、仲介者が発行者を代理することにより消滅・発生構成を採りうる。(iv) デジタルマネーについては、マネーの流通性や安定性確保の観点から、転得者保護や発行者または仲介者倒産時の利用者保護が必要である。こうした点については、現行法に基づく解釈のほか、電子記録に対するコントロールに基づく権利の移転や転得者保護のルールを定める海外の動向が参考になると考えられる。

.....
本報告書の内容や意見は、日本銀行の公式見解を示すものではない。

1. はじめに ―― 背景・問題意識

資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という。）¹における資金移動および前払式支払手段については、サービスが普及する中で、利用者が発行者に対して有する権利やその移転に関する法律構成を分析・検討する土壌が整いつつある。また、2022年に改正された資金決済法では、いわゆるステーブルコインのうち一定のものが電子決済手段²として新たに位置づけられることとなった。

資金決済法において、これらのデジタルマネーの発行者に対する規制が定められる一方、デジタルマネーの利用者の権利やその移転に関する法律構成は必ずしも明らかではない。デジタルマネーがより一層安定的に利用されるためには、発行者の倒産といったトラブル発生時の利害関係人の権利義務関係を議論する前提として、利用者が発行者や仲介者に対して有する権利やその移転に関する法律構成が明らかであることが必要である。

デジタルマネーについて、利便性のさらなる向上や利用の拡大が見込まれる中、わが国における私法上の法律関係を整理し、問題を明らかにしておくことは、法的不確実性の除去に繋がり、ひいてはわが国のデジタルマネーのさらなる発展にも繋がりうると期待される。

本報告書は、同研究会における議論を事務局の責任において取りまとめたものである。なお、本報告書において意見にわたる部分は、日本銀行または金融研究所の公式見解を示すものではない。

「デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会」メンバー

（五十音順、敬称略、2023年5月末時点）

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
垣内 秀介	東京大学大学院法学政治学研究科教授
加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
神作 裕之	学習院大学大学院法務研究科教授
（座長）神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
小出 篤	早稲田大学法学部教授
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
菅野 百合	弁護士（西村あさひ法律事務所パートナー）

1 2022年6月3日に「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第61号）が成立し、資金決済法、銀行法等が改正され、2023年6月1日に施行された。本報告書では、改正後の規定を引用する。

2 詳細は、下記6節参照。

(事務局)

副島 豊	日本銀行金融研究所長
鈴木 淳人	日本銀行金融研究所参事役
和田 健治	前日本銀行金融研究所参事役
横谷 彰	日本銀行金融研究所制度基盤研究課長
真川 伸樹	日本銀行業務局総務課長（前日本銀行金融研究所制度基盤研究課長）
宇根 正志	日本銀行金融研究所情報技術研究センター情報技術研究グループ長
左光 敦	日本銀行金融研究所法制度研究グループ長
内山理映子	日本銀行金融研究所企画役
山本 慶子	日本銀行金融研究所企画役補佐
大島あゆみ	日本銀行金融研究所主査
神野 省吾	日本銀行金融研究所
林 眞子	日本銀行国際局（前日本銀行金融研究所）

本報告書の構成は、次のとおりである。2節において本報告書の検討対象となるデジタルマネーについて整理する。3～6節において、資金移動業者および第三者型前払式支払手段の発行者が提供するデジタルマネー、仲介者が存在する預金型および資金移動型デジタルマネー、ならびに、電子決済手段を取り上げ、それぞれ利用者の有する権利や権利移転に関する法律構成について分析・検討する。7節において、海外のデジタル資産に関する動向を踏まえた考察を行う。最後に、8節において、以上の検討結果を総括する。

2. 検討の対象と順序

(1) 検討の対象

本報告書では、デジタルマネーの私法的側面の検討を行う観点から利用者が発行者に対してどのような権利を有し、それがどのような法律構成のもとで移転するかといった法的問題を分析することを目的とする。デジタルマネーといっても、さまざまな種類のものが存在しており、その定義は定まっていない³。本報告書では、

.....
³ なお、電子マネーとは、一般に、利用する前にチャージを行うプリペイド方式の電子的な決済手段を指すことが多いが（電子マネーに関する勉強会 [1997] 3頁、森田 [1999] 53頁参照）、本報告

デジタルマネーとして、発行者が存在するものであって、かつ、利用者が幅広い相手方（利用者または発行者の加盟店）に対して、代価の支払または送金等の目的で利用できるものを取り扱う。

まず、デジタルマネーとしては、発行者が存在する形態のほか、発行者が存在しない形態も想定されうるが、本報告書では、利用者の発行者に対する権利を前提とすることができる、発行者が存在する形態を検討の対象とする^{4,5}。

次に、本報告書では、幅広い相手方に対して、代価の支払または送金等の目的で利用できるものを対象とするため、資金決済法における資金移動のほか、幅広い相手方に対して利用可能な第三者型前払式支払手段⁶を検討の対象とする。

さらに、デジタルマネーの供給形態に着目すると、発行者が利用者に対して直接発行する形態と仲介者を介して間接的に発行する形態が想定されるが、本報告書では、いずれの形態も対象とする。この点、2022年の銀行法および資金決済法の改正により、仲介者を通じて移転する預金型デジタルマネーおよび資金移動型デジタルマネーが新たに想定されることになった。このため、これらも検討の対象とする。

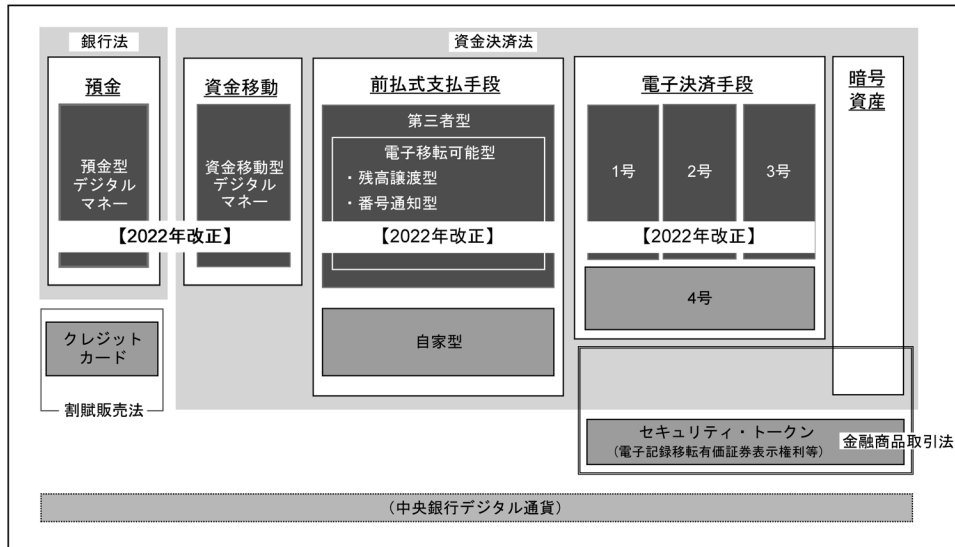
このほか、2022年に改正された資金決済法により新設された、いわゆるステーブルコイン⁷のうち一定のもの⁸に対応する「電子決済手段」についても、代価の支払や送金等の目的での利用が想定されているため、検討の対象とする⁹。

以上より、本報告書では、主に、資金決済法の定める資金移動業者および第三者型前払式支払手段の発行者が提供するデジタルマネー、仲介者が存在する預金型および資金移動型デジタルマネー、ならびに、電子決済手段を検討の対象とする（図1における黒色部分）¹⁰。

書で扱うデジタルマネーは、こうした意味での電子マネーに限らず、(1) デジタル化されており、(2) 円等の法定通貨建てであり、かつ (3) 民間主体により発行されるものを念頭におく。

- 4 例えば、ビットコインのような暗号資産については、特定の発行主体は存在しない。
- 5 電子マネーについて「指図型」と「媒体型」に区別する見解もある。電子マネーに関する勉強会 [1997] 41～43 頁（森田宏樹）、森田 [1999] 64 頁。具体的には、指図型の電子マネーとは、預金債権等の決済主体に対する債権を決済手段とし、それを移転するためにデジタル・データが利用されるものを意味するのに対し、媒体型の電子マネーは、デジタル・データそれ自体に法的な価値を認め、これを決済手段とするものを意味すると説明されている。加毛 [2023] 247 頁注 11。本報告書では、発行者に対する債権を想定できるデジタルマネーを主な検討の対象とする。
- 6 第三者型前払式支払手段とは、自家型前払式支払手段以外の前払式支払手段をいい（資金決済法 3 条 5 項）、発行者以外の加盟店でも利用が可能なものがこれにあたる。
- 7 詳細は後掲注 84 およびそれに対応する本文参照。
- 8 詳細は後掲注 85 参照。
- 9 電子決済手段についても、発行者が直接発行する形態と、仲介者を介して間接的に発行、管理等が行われる形態が想定されている。詳細は下記 6 節。
- 10 資金移動業者が提供するデジタルマネーとしては、内国為替取引を対象とする。すなわち、営業店型（送金者が営業店に現金を持ち込んで送金を依頼し、受取人が別の営業店で現金を受け取る方法）、インターネット・モバイル型（パソコンのブラウザやスマートフォン上のアプリを利用してインターネット上のウェブサイト等に開設された顧客のアカウントにアクセスし、顧客のアカウント間で資金を移動させる方法）、カード・証書型（海外渡航の際等の利用を前提に、資金を受け入

図 1 本報告書の検討の対象



なお、本報告書では、送金等には利用できず、もっぱら、立替払いによる代価の支払が行われるクレジットカードや、利用の相手方が発行者に限定された自家型前払式支払手段¹¹は、検討の対象としない。

また、発行企業が無償で利用者に付す特典（いわゆるポイント）は、幅広い相手方に対して利用することができる性質を帯びつつあるが、送金等に用いることはできないため、検討の対象には含めない。このほか、デジタルマネーの提供者は、決済履歴等の利用者に関する情報を取り扱うことになる。デジタルマネーの提供者が、情報を適切に取り扱うための規範はどうあるべきかは大きな論点ではあるが、本報告書では取り上げないこととする。

れて発行されたカード・証書を保有・持参する者に支払を行う方法）のうち、海外送金を主な事業とする営業店型および海外渡航時の使用が想定されるカード・証書型を除き、インターネット・モバイル型を対象とする。

第三者型前払式支払手段については、その大宗を占める IC 型・サーバ型を対象とし、サーバ型では、電子的に譲渡・移転が可能なもの（電子移転可能型）も対象とする。

さらに、電子決済手段については、デジタルマネー類似型（法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額での償還を約束するものおよびこれに準ずるもの）のほか、暗号資産型のステーブルコイン（アルゴリズムで価値の安定を試みるもの等）も含まれうると考えられるが、本報告書ではデジタルマネー類似型のみ、検討の対象とする。

11 自家型前払式支払手段とは、発行者（密接関係者を含む。）から物品等の購入もしくは借受けを行い、もしくは役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために使用することができる前払式支払手段または発行者に対してのみ物品等の給付もしくは役務の提供を請求することができる前払式支払手段をいう（資金決済法 3 条 4 項）。

(2) 検討の順序

利用者は、デジタルマネーの発行者に資金を提供し、それと引き換えにデジタルマネーの発行を受け、債務の支払やデジタルマネーの移転を行うことができる。利用者にとって、同様の機能を果たすデジタルマネーは複数存在しているが、それらのデジタルマネーにおける利用者の権利の性質は、必ずしも明らかではない。デジタルマネーによって、利用者の権利の性質が異なる可能性がある。

本報告書では、検討の対象とするデジタルマネーごとに、利用者が発行者に対して有する権利の性質や権利移転に関する法律構成を検討する。その際、利用者の権利の性質や権利移転に関する法律構成が実務等において確立している預金債権を検討の出発点とする。

検討の順序は、発行者たる資金移動業者または第三者型前払式支払手段の発行者が利用者に直接発行・提供するデジタルマネー、仲介者が存在する預金型および資金移動型デジタルマネー、電子決済手段の順とする。そして、マネーとしての流通性や安定性確保の観点から、デジタルマネーの善意取得者の保護および仲介者が倒産した場合の利用者の保護が問題となる場面について検討する。最後に、海外のデジタル資産に関する動向を参考に、そうした問題の解決策について考察する。

3. 資金移動業者が提供するデジタルマネー

(1) 資金移動業者が提供するデジタルマネーにおける利用者の権利の性質

資金移動業とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むことをいい、登録を受けて資金移動業を営む者を資金移動業者という（資金決済法2条2、3項）。資金移動業者は、銀行と異なり預金¹²を受け入れることはできない。このため、預金口座の開設はできないが、資金移動業を行うために必要な限度での口座の開設は認められている¹³。資金移動業者が提供するデジタルマネーは、口座残高により金銭が管理されている点で、銀行の預金に類似している。このため、当該デジタルマネーの利用者の有する権利について検討するにあたっては、預金を参考とすることが考

.....
12 預金には、普通預金、当座預金、通知預金、定期預金等があるが、本報告書では、とくに区別しない限り、普通預金の意味で用いる。

13 堀 [2022] 8頁。

えられる^{14, 15}。

イ. 預金における利用者の権利の性質

預金については、従来、後日必要に応じて返還することをあらかじめ約して金銭を預ける契約（金銭消費寄託契約）とこれに付随する各種サービス等に関する委任契約等と解されている。すなわち、銀行預金のうち、預入れの時点で金額が確定している定期預金等については、金銭消費寄託契約に基づく説明が十分妥当するが、残高が入金または引落としの度に変動する流動性預金については消費寄託契約だけでは十分に説明できない¹⁶。そこで、通常金銭消費寄託契約に加え、振込金の受入等の役務の提供といった委任事務や金銭消費寄託が行われることを保証する枠組みを設定する期間の定めのない継続的契約と解する見解が現在では有力である¹⁷。

次に、流動性預金を前提とした預金債権の法的性質については、入金または引落としの都度、既存の残高債権の額と合計された1個の債権のみが存在するものとして説明されることが多い¹⁸。その際の法律構成については見解が分かれているが¹⁹、段階的交互計算に関する議論に基づく分析が有用である²⁰。すなわち、流動性預金

.....
14 なお、資金決済法上は、送金資金の受入方法について何ら制限はない。しかし、前払式支払手段により入金された場合に、資金移動業者のサービスによる出金を認めると前払式支払手段の払戻禁止の潜脱につながることで、クレジットカードにより入金された場合には、資金移動業者のサービスによる出金を認めるとクレジットカードのショッピング枠の現金化につながりかねないことから、これらの方法により入金された資金は、決済のみに使用することが求められると指摘されている。堀 [2022] 66～67 頁。

15 この点、資金決済法上は、資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の額であって内閣府令で定めるところにより算出した額を、未達債務と定義している（同法43条2項）。未達債務は、利用者が発行者に対して有する権利を表すものではあるが、資金決済法の行為規制（履行保証金の供託等の義務）を及ぼすためのものと解され、本報告書で分析の対象としている、利用者が発行者に対して有する権利とは区別される。

16 中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会 [2010] 123～124 頁。

17 中田 [2005] 17 頁。最決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁においても、「預貯金契約は、消費寄託の性質を有するものであるが...〔事務局注：略〕預貯金の返還だけでなく...〔事務局注：略〕委任事務ないし準委任事務の性質を有するものが多く含まれている。」と判示されている。預金契約と預金債権の区別について、中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会 [2010] 123～124 頁。

18 最決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁においても、「一旦契約を締結して口座を開設すると、以後預金者がいつでも自由に預入れや払戻しをすることができる継続的取引契約であり、口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、1個の預貯金債権として扱われるものである。また、普通預金契約及び通常貯金契約は預貯金残高が零になっても存続し、その後に入金が行われれば入金額相当の預貯金債権が発生する。このように、普通預金債権及び通常貯金債権は、いずれも、1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものである。」と判示されている。

19 このほかの法律構成として、個別取引によって、金銭消費寄託その他の役務提供（振込金の受入れ等）が行われることを保証する「枠」を設定する、期間の定めのない継続的契約をあげる見解もある。中田 [2005] 17 頁。

20 中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会 [2010] 124～125 頁。当座預金について、

の口座においては、入金や引落としによって債権が発生したり消滅するが、その都度の入金記帳を契機として、ひとまとめの残高債権に置き換えるという合意があり、その合意の法的性質を、商法上の交互計算の一種（段階的交互計算）または民法上の更改契約の一種と解する見解がある。

なお、銀行預金については、振込入金の場合には、銀行が預金口座に入金記帳をした時点で、預金債権が成立すると考えられている²¹。

ロ. 資金移動業者が提供するデジタルマネーにおける利用者の権利の性質

資金移動業者については、為替取引に用いられることがないと認められる資金の受入れは認められていない（資金決済法 51 条）。このため、資金移動業者が受け入れた資金について利用者が有する権利は、預金のような金銭消費寄託契約に基づく返還請求権と構成することはできないと考えられる。

そこで、利用者は、資金移動業者に対して、利用者の指図に基づき、資金移動業者に開設した口座間の振替によって、資金の移転を実現するという事務を委託し、その事務の遂行のために必要な費用（送金資金）²²を前払いしているという契約関係があると構成することが考えられる（民法 643、649 条）²³。こうした構成を踏まえれば、利用者が資金移動業者に対して有する権利は、利用者の指図に基づき、資金移動業者に開設した口座間の振替によって資金の移転を実現するという委任事務の履行請求権、および、その口座において当該委任事務を処理するために管理される送金資金についての返還請求権であるといえる。

また、資金移動業者に開設した口座の残高が、入金または引落としの度に変動することも、上記の契約関係から生じる債権の法的性質を検討するうえで考慮する必

前田 [1962a] 630 頁は、当事者間の取引関係から生ずる相互の債権債務を、その発生のたび決済して残高債権に置き換えることを合意の内容とするものを段階交互計算と呼び、当座預金契約の性質を説明する（前田 [1962b] 435 頁）。森田 [2008] 1 頁は、当座勘定取引契約は、段階交互計算によって説明するのが一般的としつつも、段階交互計算が商法の規定に含まれるかについては争いがあるとし、商法の規定によらずとも、民法上の更改契約の一種として位置づけることができると説明する。

- 21 銀行における預金契約の成立時期は、預金契約を諾成契約とみるか要物契約とみるかで異なると解されているが、いずれの場合であっても、銀行の返還義務すなわち預金債務は、銀行が現金を受け取ることによって発生すると考えられている。神田・森田・神作 [2016] 97 頁。振込による預金の成立時期は、理論的には被仕向銀行が仕向銀行から振込通知を受け取って、被振込人の預金とすることを確認したときであるが、実際には、被振込人の預金口座に入金したときと解するのが通説であり、当時の当座勘定規定 3、4 条にこれに沿った定めがあるとされている。近藤 [1983] 59、61 頁。
- 22 この送金資金については、委任事務を処理するための費用（民法 649 条）と考えられている。堀 [2022] 81 頁。預金の場合について、中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会 [2010] 112 頁。
- 23 こうした前払資金は、もっぱら為替取引のために用いられるものであり、滞留は認められないものであることから、使われなかった部分については返還するという発行者の債務（または返還を請求できるという利用者の債権）があると解される。

要がある。すなわち、流動性預金を前提とした預金債権は、入金または引落としの都度、既存の残高債権の額と合計された1個の債権のみが存在するものとして説明される。資金移動についても、残高が入金または引落としの度に変動するものであるため、入金または（送金を前提とした）引落としの都度、既存の残高債権の額と合計された1個の債権のみが存在するものと位置づけることが考えられる。

以上より、利用者が資金移動業者に対して有する権利は、利用者の指図に基づき、資金移動業者に開設した口座間の振替によって、資金の移転を実現するという委任事務の履行請求権およびその口座において当該委任事務処理のために管理される送金資金についての返還請求権であり、とりわけ、後者の請求権は、入金または（送金を前提とした）引落としの都度、既存の残高債権の額と合計された1個の債権のみが存在するものと構成することができると考えられる（以下、「資金移動債権」という。）²⁴。

なお、利用者の権利がどの時点で発生するかについては、資金移動では、入金（デジタルマネーの口座残高へのチャージ）方法は複数存在するものの²⁵、例えば、利用者の銀行口座から資金移動業者の指定する銀行口座への振込により入金する場合には、資金移動におけるデジタルマネーの利用者の有する権利は、「資金移動業者が利用者のデジタルマネーの口座残高を増加させる記録を作成したとき」に発生すると考えることができる²⁶。

(2) 資金移動業者が提供するデジタルマネーの移転の法律構成

資金移動業者が提供するデジタルマネーの移転の法律構成について分析する。利用者は、資金移動業者から発行されたデジタルマネーを、別の利用者に移転したり、加盟店での債務の弁済にあてることができる²⁷。ここでも、預金を参考とすることが考えられる。

24 なお、資金決済法における未達債務との相違については、前掲注15参照。

25 登録した銀行口座からの振込による方法、紐づけたクレジットカードにより決済する方法、コンビニエンスストア等で現金により入金する方法等がある。もっとも、入金方法によっては、出金に制約がある。前掲注14参照。

26 この点、堀〔2022〕では、未達債務は、資金移動業者が送金人から依頼を受けて送金人に対して送金債務を負担する時点で発生するが、利用約款では、送金人から依頼を受けただけでは送金債務を負担せず、送金人から送金資金を受け取った時点で送金債務を負担するとされるケースが多く、その場合には、送金資金の受取り時点で送金債務を負担すると説明されている。堀〔2022〕90～91頁。予定していた送金指図がその後不要となり、あらかじめ入金していた委任事務処理のために必要な資金を返還することが認められていないわけではないため、本文で述べたような一種の請求権としての債権（債務）は、資金の入金を受けた時点で、発行者に対し成立すると解される。

27 なお、利用者が資金移動業者の提供するデジタルマネーを、加盟店での代金の弁済にあてる場合については、2通りの法律構成が考えられる。1つは、加盟店も資金移動業者に口座を開設した利用者の1人となり、顧客たる利用者からその代金債務の弁済として、デジタルマネーの移転を受け、

イ. 預金の移転の法律構成

預金の振込の場合には、振込依頼人が仕向銀行に対し、振込委託を行い、振込資金を支払う。振込委託を受けた仕向銀行は、被仕向銀行に対して振込通知を行い、これを受けて、被仕向銀行は受取人の預金口座に入金記帳を行う。このとき預金債権の移転は、振込依頼人の仕向銀行に対する債権の消滅と受取人の被仕向銀行に対する債権の発生によって実現されると説明されている（以下、「消滅・発生構成」という。）²⁸。

これは、預金の移転を債権譲渡の方法による場合には、(a) 債権の譲渡を第三者に対抗するには確定日付ある証書による通知または承諾（民法 467 条 2 項）が必要となること、(b) 第三債務者の譲渡人に対する抗弁が切断されないこと、および (c) 債権の同一性を維持しながら債権を分割して譲渡するケースの説明が著しく複雑となることが問題として生じるため、これらの問題を解決するために導かれた法律構成である旨指摘されている²⁹。

そもそも、預金について消滅・発生構成を採用することができる法的根拠については必ずしも明らかではない。この点、流動性預金の残高債権の法的性質の分析に基づき、預金口座に関する記帳の効果から、債権の消滅・発生構成を認めることが考えられる。従来、流動性預金の残高債権の法的性質としては、入金または引落としの都度、既存の残高債権の額と合計された 1 個の債権のみが存在することを前提に、その際法律構成を、段階的交互計算や更改的な効果（弁済に相当する効果）に求める見解がある³⁰。いずれの見解も、個別の預金債権の成立原因は、預金口座の存する銀行による入金記帳という行為によるものと解し、この入金記帳は、個々の入金にかかる資金の返還義務をいったん消滅させるとともに、それに代わって個々の預入金を組み込んだ新たな 1 個の残高債権を成立させる法的効果があると解する³¹。こうした残高債権の法的性質から示される記帳の効果は、振込取引においても妥当するといわれている³²。すなわち、振込における銀行の入金記帳には、振込依頼人に対する振込資金の返還債務の弁済³³ に相当する効果（消滅）がある一方

もって弁済とするという構成である。もう 1 つは、下記 4 節 (1) で整理する第三者型前払式支払手段を用いた加盟店での弁済に準じるという構成である。

28 森田 [1999] 67 頁。なお、こうした考え方は、振替にもあてはまるものとして示されている。岩原 [2003] 78 頁も、振込の法律構成については「同一性・特定性のある預金という物（あるいは債権）の譲渡ではなく、振込依頼人や受取人の仕向銀行なり被仕向銀行なりに対する債権の創設・消滅」であるととする。

29 (a) および (b) について、森田 [1997] 48~49 頁。(a) ~ (c) について、森田 [1999] 65~66 頁。

30 前掲注 20 参照。

31 森田 [2000] 145 頁、森田 [2008] 1 頁参照。入金記帳の段階的交互計算としての解釈については、中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会 [2010] 125 頁。

32 森田 [2000] 149 頁。

33 送金については、支払銀行が受取人に実際に支払を行うことにより預託資金の返還債務についても弁済したのと同様の効果が生ずるのであり、受取人に現金の支払を行うまでは銀行には送金資金の

で、その入金記帳によって、受取人の預金債権が成立（発生）すると解されるとする³⁴。このとき、被仕向銀行の入金記帳は、振込委託契約が受取人に対して預金債権を取得させる第三者のためにする契約であるという解釈から導かれるのではなく³⁵、被仕向銀行と受取人との間で締結されている預金口座開設のための基本契約に基づく義務（振込があった場合には振込資金を受け入れる義務）の一内容として導かれるとされている³⁶。

消滅・発生構成による預金の移転は、口座振替の場合（仕向銀行と被仕向銀行が同一の場合）には、送金人の債権の消滅と受取人の債権の発生を内容とする点で、債権者の交替による更改（民法 513 条 3 号）に該当し、そのために確定日付ある証書による対抗要件具備が必要となる（同法 515 条 2 項）と解される可能性が指摘されている³⁷。こうした指摘に対しては、債権者の交替による更改には三者間合意が必要とされるが（同法 515 条 1 項）、預金の移転の場合には銀行の関与や移転する債権の同質性が前提となっており、三者間の合意を要求する必要がないとの見解が示されている³⁸。

また、消滅・発生構成による移転は、その移転する債権の価値の同一性からすると、民法 515 条 2 項の類推適用により、確定日付ある証書が必要と解されるかが問題となりうる。この点、銀行は、預金者との間の合意とりわけ譲渡制限特約³⁹によって、銀行の予定している決済方法すなわち債権の消滅・発生構成以外で預金者が預金債権を移転することを原則として禁止し⁴⁰、預金債権が差し押さえられた場合であっても適切に対応することができ、社会的な信頼の十分にある銀行が適切に

預託関係すなわち資金の返還債務が存続するとされている。森田 [2000] 148 頁（なお、当時の送金の仕組みについては、森田 [2000] 147 頁参照）。そして、送金契約における受取人に対する銀行の支払に、送金資金の返還債務の弁済に相当する効果があるのと同じ性質が、振込における銀行の入金記帳にも見出されるとする。

34 森田 [2000] 145～156 頁。

35 受取人の預金債権が成立するのは入金記帳の時点であることから、振込委託契約は受取人に対して預金債権を取得させる第三者のためにする契約ではなく、よって、受取人の預金債権の成立は、第三者のためにする契約によっては基礎づけられないとする（森田 [2000] 150～151 頁）。

36 森田 [2000] 151～152 頁および注 36。すなわち、振込においては被仕向銀行と受取人の間には、普通預金・当座預金の口座開設により基本契約が設定されており、それに基づいて、被仕向銀行は受取人に対し、第三者から振込があった場合には、受取人の受任者として振込金を受け入れる権限と義務を付与されていることから、入金記帳をすべき義務もこれに含まれると解されている。

37 資金移動業を前提とした指摘として、金融審議会 [2022] 24 頁注 85 があるが、いわゆる口座振替の場合には、預金債権についても同様の指摘が妥当するといわれている。加毛 [2023] 253 頁。

38 加毛 [2023] 265～266 頁。

39 譲渡性預金を除いて、預金約款において預金債権の譲渡および質入れ等を制限する特約が設けられている。例えば、全国銀行協会の普通預金規定（個人用）[参考例] 10 条（https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news200219_2.pdf）参照。

40 この点に関して、預金債権の譲渡制限特約の物権的効力は、預金債権の消滅・発生構成という決済方法を実現するインフラストラクチャが、決済手段の運営主体として信頼にたる銀行によって適切に整備、運用され、預金債権の決済手段としての性質が社会的に承認されていることから要請されると指摘する見解もある。加毛 [2023] 261 頁。

対応することで、預金口座に関する記帳のみによって第三者との関係を規律できるようにしているとの見解が示されている⁴¹。

以下では、送金人の債権の消滅と受取人の債権の発生による移転の仕組みのうち、民法 515 条 2 項が適用されないものを、債権者の交替による更改と区別して、消滅・発生構成と呼ぶこととする。

ロ. 資金移動業者が提供するデジタルマネーの移転の法律構成

(イ) 債権譲渡および債権者の交替による更改

上記 3 節 (1) でみたとおり、資金移動業者については、銀行のように、為替取引に利用される以外の目的で資金を受け入れることは認められていない⁴²。このため、利用者が資金移動業者に対して有する権利の性質は、金銭消費寄託契約に基づく返還請求権ではなく、資金移動業者に開設された口座において委任事務処理のために管理される送金資金についての返還請求権と構成することが考えられた。

資金移動業者が提供するデジタルマネーの移転は債権譲渡であると構成すると⁴³、利用者が発行者に対して有する権利を、民法 466 条以下の債権譲渡のルールに則り利用者間で譲渡するものと解することになる。この場合には、前述のとおり、(a) 第三者対抗要件の具備が必要となるほか⁴⁴、(b) 抗弁が切断されず、(c) 分割譲渡の場合の説明が複雑になる⁴⁵。さらに、資金移動業者に開設された口座において委任事務処理のために管理される送金資金についての返還請求権と構成した場合には、委任事務処理が履行（資金が移転）された場合には、当該資金は委任事務を処理するために費消されており、上記返還請求権は消滅していると考えられることからすれば、そもそも債権譲渡構成を採ることは難しいと考えられる。

また、発行者と利用者との間の契約において、利用者の発行者に対する債権については譲渡制限特約が付されることも多い。民法においては、一般の債権については、譲渡制限の意思表示があっても、債権譲渡の効力は妨げられないところ（同法

41 加毛 [2023] 252、268～269 頁。一般に、債権の弁済による消滅や、契約に基づく債権の発生に、第三者対抗要件の具備は必要とされないことや、第三者対抗要件として確定日付ある証書による行為を求めることは預金の流通性を損ない、預金債権の決済手段としての利用を妨げると指摘する。加毛 [2023] 269 頁。

42 前掲注 12 に対応する本文参照。

43 なお、債権者や債務者の立場に立ち、その回収や履行についてリスクを負うとすれば、自己の債権を行使するために、あるいは自己の債務を履行するために資金移動が生じていることになる債権譲渡や債務引受による構成は、資金移動業には妥当しない旨が指摘されている。堀 [2022] 17 頁。

44 なお、近年、電子的な方法による取引の増加に伴い、債権譲渡にかかる手続等を電子的なやり取りのみで迅速に完結させるニーズも高まっていることから、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和 3 年法律第 70 号）において、債権譲渡の通知等が、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づく新事業活動計画の認定を受けた事業者によって提供される情報システムを利用してされた場合には、当該情報システム経由での通知等を、確定日付ある証書による通知等とみなす特例が創設されている。

45 前掲注 29 およびそれに対応する本文参照。

466条2項)、預金債権等にかかる譲渡制限の意思表示は、悪意または重過失の第三者に対抗することができることとされており(同法466条の5第1項)、譲渡自体が無効であるとの考え方が採用されている⁴⁶。このように、預金債権等にかかる譲渡制限の意思表示には、物権的効力が認められている。資金移動債権にかかる譲渡制限特約を付す理由が、資金移動業者が提供する仕組みおよびそれを利用する者が予定している決済方法によらない資金の移転(債権譲渡構成)を原則として禁止するという点にあるならば、そもそも債権譲渡構成は採用し難い⁴⁷。加えて、資金移動債権にかかる譲渡制限特約について、預金債権等にかかる譲渡制限特約の物権的効力が認められている理由が妥当し、民法466条の5第1項の類推適用により⁴⁸、その物権的効力を認めるならば、そもそも債権譲渡構成を採りえないと考えられる。

資金移動業者が提供するデジタルマネーの移転を、債権者の交替による更改(民法513条3号)として構成することも考えられる。すなわち、民法上、当事者が従前の債務に代えて、新たな債務を発生させる契約をしたときは、従前の債務は、更改によって消滅すると定められている。そして、債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者および債務者の契約によってすることができるとされている(同法515条1項)。ただし、この場合にも、対抗要件を具備するには確定日付ある証書による契約が必要となる(同法515条2項)⁴⁹。もっとも、資金移動業者が提供するデジタルマネーの移転の場合には、資金移動業者の関与や移転する債権の同質性が前提となっており、三者間の合意を要求する必要がないことから、銀行の場合と同様、債権者の交替による更改として構成することは難しいと

.....
46 潮見 [2020] 488 頁。

47 この点については、対象となる債権が決済手段としての性質を有していることを譲渡制限の物権的効力が認められる理由として重視する見解もある。加毛 [2023] 251 頁。

48 資金移動債権について、民法466条の5の類推適用の可否を検討したものとして、加毛 [2023] がある。より具体的には、預金債権等に関する譲渡制限特約の物権的効力を認める根拠として従来考えられてきた事由(詳細は、潮見 [2017] 155 頁)を分析し、(i) 預金の譲渡に関する管理を考慮する必要のないシステムを構築していること(預金債権はその性質上金額が頻繁に変動するものであり、債権譲渡を制限し、管理コストを削減する合理性が認められること)、(ii) マネー・ローンダリング対策の要請から、口座保有者と当該口座にかかる債権の帰属主体とを分離すべきではないこと、(iii) 流動性預金の預金者については、資金調達のために譲渡制限特約の効力を制限する必要性に乏しいこと等を、譲渡制限特約の物権的効力を認めるべき理由として指摘している。そして、資金移動業においても、利用者が資金移動業者に対して有する債権の譲渡を前提としないシステムが構築されていること(資金移動債権も債権額が変動する性質があり管理コストを削減する合理性があること)、マネー・ローンダリング対策を行う必要があること、流動性預金と同様に直ちに資金化できること、債権の譲渡を前提としないことが決済手段としての利用に資すること等により、その債権にかかる譲渡制限特約の物権的効力が認められる余地が示唆されている。加毛 [2023] 257～263 頁。

49 なお、債権譲渡との相違点としては、債権譲渡は譲渡人・譲受人間の合意により可能である一方、更改は第三債務者を含めた三者間の合意を要すること、債権譲渡では、譲渡人・第三債務者間の債権が同一性を保ちつつ譲受人・第三債務者間の債権となるが、更改では、前者の債権と後者の債権との間に同一性がないことがあげられる。電子マネーに関する勉強会 [1997] 8 頁注 7。

考えられる⁵⁰。

(ロ) 債権の消滅・発生

資金移動業者は、利用者からの指図に基づき、自らに開設された口座間の振替によって資金の移転を実現するという事務が委託されている点で銀行と共通している。こうしたことから、資金移動についても、預金のように消滅・発生構成を採りうるかについて検討を試みる^{51,52}。

まず、資金移動についても、口座の残高が入金または引落としの度に変動するものであるため、入金または（送金を前提とした）引落としの都度、既存の残高債権の額と合計された1個の債権のみが存在するものと位置づけられる。そして、送金の場合において、資金移動業者による口座の入金記帳の行為には、送金資金の返還債務の弁済に相当する効果があり、その入金記帳行為によって、受取人の資金移動業者に対する債権が成立すると解する。すなわち、資金移動業者が口座の残高を記帳により管理する場合には、その口座の残高債権についての更改的效果が認められると解する結果、送金の場合には、その記帳によって受取人の資金移動業者に対する債権が成立・発生し、それと同時に送金人の資金移動業者に対する債権が消滅すると考えることが可能である。

また、資金移動債権について、消滅・発生構成による移転を第三者に対抗するために、確定日付ある証書が必要となるかは、預金の場合と同様に問題となりうる。この点、資金移動業者は、利用者との間の合意とりわけ譲渡制限特約によって、資金移動業者の予定していない決済方法により利用者が資金移動債権を移転することを原則として禁止しており、資金移動債権が差し押さえられた場合であっても適切に対応することが可能であると考えられる。このため、資金移動業者も社会的な信頼が十分にあると解されれば、銀行と同様に、口座に関する記帳のみによって第三者との関係を規律できると考えられ、よって、その移転について確定日付ある証書は不要であると考えられる⁵³。

50 前掲注 38 およびそれに対応する本文参照。また、本報告書で検討の対象としている、資金移動業者が提供するデジタルマネーとしては、パソコンのブラウザやスマートフォン上のアプリを利用して、インターネット上のウェブサイト等に開設された顧客のアカウントにアクセスし、顧客のアカウント間で資金を移動させるものを想定している。そうした形態のものについては、そのデジタルマネーの移転にあたり、三者間（発行者・送金人・受取人）での合意を必要とすることを前提とした実務とはなっていない点には留意が必要である。

51 送金人に対する送金債務を消滅させて、新たに受取人に対する送金債務を発生させることと実質的に同一であると指摘している。堀 [2022] 91 頁。金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係」II-2-2-1（注 3）ニ。も同様の考え方がうかがえる。

52 なお、銀行においては、同一銀行内の口座間で資金をやり取りする（仕向銀行と被仕向銀行が同一のケース）振替取引だけでなく、仕向銀行と被仕向銀行間で資金をやり取りするケース（振込取引）も想定されるところ、資金移動についても、1つの事業者の利用者間での送金・決済だけでなく、2つの事業者間での資金のやり取りも想定しうると考えられる。

53 前掲注 41、48 およびそれらに対応する本文参照。

BOX 1. 消滅・発生構成を利用した担保的機能の実現

消滅・発生構成を採りうるデジタルマネーについては、同構成により担保的機能を実現することも考えられる。例えば、利用者 Y の利用者 X に対する貸金債権を保全する目的で、利用者 X が利用者 Y のために発行者 A に対する債権に質権または譲渡担保権を設定することに代えて、利用者 X が発行者 A を通じて一定の資金を送金すると、利用者 X から発行者 A に対する債権は消滅し、利用者 Y から発行者 A に対する債権が発生する。これは一般に、「現金担保」と呼ばれるものであるが、その実行は、上記貸金債権と利用者 X の利用者 Y に対する金銭の返還請求権との相殺によることになる。この場合には、担保権設定のための対抗要件を具備する必要はなく、利用者 X の発行者に対する債権は消滅していることから、発行者 A からの人的抗弁は切断されており、分割譲渡の複雑さも問題とならないと考えられる。

4. 第三者型前払式支払手段の発行者が提供するデジタルマネー**(1) 第三者型前払式支払手段の利用に関する仕組みの法律構成と利用者の権利の性質（加盟店で利用するケース）**

前払式支払手段とは、証票、電子機器その他の物に記載され、または電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票等または番号、記号その他の符号であって、その発行する者または当該発行する者が指定する者から物品等を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるものと定義されている（資金決済法 3 条 1 項 1 号）。

前払式支払手段については、対価の払戻しは原則禁止されており（資金決済法 20 条 5 項本文）、一般的な元本の返還が約されたものとはなっていない。ただし、例外的な場合、すなわち、払戻金額が少額である場合その他の前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合として内閣府令で定める場合に限り、元本の返還が認められている（資金決済法 20 条 5 項但書。前払式支払手

段に関する内閣府令 42 条各号)⁵⁴。

第三者型前払式支払手段については、従来、加盟店での利用を前提とした仕組みに関する法律構成が論じられてきたが⁵⁵、利用者の前払式支払手段発行者（以下、本節において「発行者」という。）に対する権利に着目した議論は必ずしも多くはない。加盟店での利用を前提とした仕組みとは、具体的には、①発行者が利用者にプリペイド・カードを発行し、その代金の支払を受ける、②利用者は、加盟店（発行者⁵⁶との間で加盟店契約を締結⁵⁷し、プリペイド・カードによる支払を受け入れる小売業者等）に対する代金債務等の支払をプリペイド・カードにより行う、③発行者は、加盟店の売上情報を加盟店からの通知等により確認し^{58,59}、これに基づいて加盟店に支払を行うものと整理されている⁶⁰。その仕組みの法律構成としては、免責的債務引受、支払委託、債権譲渡があげられてきた。

以下では、発行者と利用者、発行者と加盟店のそれぞれの契約関係を踏まえ、第三者型前払式支払手段の利用を前提とした仕組みに関する法律構成および利用者の権利の法的性質について分析を行う。

イ. 免責的債務引受構成における利用者の権利の性質

免責的債務引受構成とは、あらかじめ、利用者が、発行者に資金を提供し、その利用者が将来、加盟店に対して負うこととなる代金債務を、発行者が引き受けること（免責的債務引受。民法 472 条 1 項）、また、発行者は自らが引き受けた債務の弁済として加盟店に支払うことを約しているとする構成である⁶¹。

この場合、利用者は、発行者に対して、加盟店で前払式支払手段を提示した際に、加盟店に対する代金債務を引き受けるよう請求する権利および弁済を求める権利を有すると考えられる⁶²。

.....
54 具体的には、払戻金額の総額が発行額の 20% を超えない場合や、当該前払式支払手段を利用することが困難な地域へ転居する場合等の払戻しが認められている。なお、一般的には、預り金規制との抵触が問題となりうるが、資金決済法 20 条 5 項但書に従って行われる払戻しであれば、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和 29 年法律 195 号）との関係でも問題はないと考えられている。堀 [2022] 35 頁。

55 例えば、電子マネーに関する勉強会 [1997] 21~23 頁。

56 厳密には、発行者または発行者と代理店契約を締結しているアクワイアラ事業者。

57 加盟店規約に基づき、加盟店は、利用者からデジタルマネーを利用した取引を求められた場合、正当かつ適法に店舗等においてデジタルマネー取引を行うことが求められている。

58 加盟店は、利用者が当該加盟店において前払式支払手段を利用したのち、一定の時点において、発行者に対して商品代金の精算を求めることになる。

59 約款では、発行者から加盟店の銀行口座への入金、例えば月次といった一定程度まとまったタイミングで行われると規定されることがある。

60 電子マネーに関する勉強会 [1997] 21 頁。

61 電子マネーに関する勉強会 [1997] 22 頁参照。

62 なお、商品の販売代金債権等の支払に利用できる権利（発行者に対して販売代金債権等の免責を請求できる権利とも換言されている）に、利用規約等に基づくその他の権利および義務が包摂されている一種の契約上の地位と解する説もある。高松 [2017] 50~51 頁。

他方、加盟店においては、発行者との間の加盟店契約において、利用者が、将来加盟店に対して負う代金債務につき、前払式支払手段を利用した時点で、発行者が免責的に引き受ける旨の包括的な合意がされていると考えられる⁶³。

ロ. 支払委託構成における利用者の権利の性質

支払委託構成とは、利用者が、あらかじめ、発行者に資金を提供し、その資金で代金債務を支払ってもらうという委託関係が利用者と発行者の間にあるとする構成である⁶⁴。

こうした構成を前提とすると、利用者は、発行者に対して、あらかじめ提供した資金で加盟店に対する自らの代金債務を支払うことを請求する権利を有すると考えられる。

他方、加盟店においては、発行者との間の契約（加盟店契約）において、利用者が将来加盟店に対して負う代金債務につき、利用者からの委託に基づき発行者が弁済を行う旨の包括的な合意がされていると考えられる。この場合、発行者は、利用者に帰属する債務の支払を委託業務として行うに過ぎず、当然に利用者の加盟店に対する代金債務を負担するわけではない。利用者が加盟店においてデジタルマネーとして前払式支払手段を利用したとしても、発行者が債務の支払を行うまでは当該代金債務は消滅しないことになる⁶⁵。

ハ. 債権譲渡構成における利用者の権利の性質

債権譲渡構成とは、利用者は、あらかじめ、発行者に資金を提供することで発行者に対する金銭債権を取得し、当該金銭債権を加盟店に対する代金債務の代物弁済として加盟店に譲渡するという構成である⁶⁶。

この場合、利用者は、発行者に対して金銭債権を有すると考えられる。金銭債権の譲渡自体は、利用者と加盟店の間での合意によって行うことが可能であるが、第三者対抗要件を具備するには確定日付ある証書による通知または承諾が必要となる（民法 467 条 2 項）⁶⁷。

なお、発行者に対する、上記イ. ～ハ. の権利（すなわち、残高の範囲で、代金債務の引受けおよび弁済を求める権利、代金債務の第三者弁済を求める権利、または加盟店に譲渡されることを支払条件とする金銭債権を意味し、以下、「前払式支払手段債権」という。）がどの時点で発生するかについては、資金決済法上、前払

63 電子マネーに関する勉強会 [1997] 22 頁。

64 電子マネーに関する勉強会 [1997] 22 頁参照。

65 利用者が代金債務を免れるのは、支払委託の流れとは別個の加盟店の利用者に対する法律行為によって生じるものと説明されている。電子マネーに関する勉強会 [1997] 22 頁。

66 電子マネーに関する勉強会 [1997] 23 頁参照。

67 この点、前掲注 44 参照。なお、第三債務者対抗要件（発行者との関係。民法 467 条 1 項）については、加盟店における端末を通じて、譲渡人（利用者）から通知を行っているとも解しうる。

式支払手段は、発行者が、利用者から「対価を得て発行」すると定められていることから（同法3条1項）⁶⁸、利用者が発行者に対し資金を提供し、アカウントに記録される金額を増加させたとき（またはプリペイド・カードの発行を受けたとき）に、前払式支払手段の発行、すなわち、提供した資金に対応する発行者に対する前払式支払手段債権が発生するという構成が考えられる。

(2) 第三者型前払式支払手段を用いたデジタルマネーの移転の法律構成（利用者間で移転するケース）

第三者型前払式支払手段については、利用者間で電子的に移転することが可能なものが近年出現しており、電子移転可能型前払式支払手段と呼ばれている。電子移転可能型前払式支払手段は、移転に関する発行者の関与の仕方によって、残高譲渡型と番号通知型に分けられている。残高譲渡型とは、発行者が管理する仕組みの中でアカウント間での前払式支払手段の残高譲渡が可能なものといわれている。これに対して、番号通知型とは、発行者が管理する仕組みの外で前払式支払手段である番号等の通知により、電子的に価値を移転することが可能なものといわれている⁶⁹。

電子移転可能型前払式支払手段についても、加盟店での利用が想定されていることから、利用者が発行者に対して有する前払式支払手段債権の内容は、基本的に、第三者型前払式支払手段における整理と異なるところはないと考えられる。

イ. 残高譲渡型前払式支払手段の場合

電子移転可能型前払式支払手段のうち、残高譲渡型前払式支払手段の移転の法律構成については、資金移動業におけるデジタルマネーの移転の法律構成を参考にすると以下のとおり考えられる。すなわち、第1は、譲渡当事者間の合意を基礎に、口座残高が表示している前払式支払手段債権の一部または全部を譲渡するという構成である。この場合、第三者対抗要件を具備するには、確定日付ある証書による通知または承諾が必要となる⁷⁰。第2は、譲渡当事者および発行者の三者間の合意を基礎に、新たな前払式支払手段債権が発生するとして債権者の交替による更改と構成することも考えられる。この場合も、第三者対抗要件を具備するには、確定日付ある証書が必要となる（民法515条）。第3は、資金移動における利用者の権利の性質において整理したとおり、第三者型前払式支払手段の各法律構成における利用者の発行者に対する前払式支払手段債権が、消滅・発生構成により移転すると考えることも選択肢として考えられる。

68 チャージ方法は複数ありうる。前掲注25参照。

69 以上につき、金融審議会〔2022〕36～38頁。

70 この点、前掲注44参照。

ロ. 番号通知型前払式支払手段の場合

電子移転可能型前払式支払手段のうち、番号通知型前払式支払手段とは、発行者が管理する仕組みの外で前払式支払手段である番号等の通知により、電子的に価値を移転することが可能なものをいうとされる⁷¹。

その仕組みを具体的にみると、まず、利用者は、番号通知型前払式支払手段として番号等が記載された券面や番号を、店頭やオンラインで購入する。利用者は、当該券面を発行者のもとでアカウントを開設している相手先に譲渡する。または、利用者は、当該番号を、発行者のもとでアカウントを開設している相手先にメール等で通知する。券面の譲渡やメール等の通知により番号を入手した利用者は、当該番号を発行者に通知することにより、発行者に開設しているアカウントに利用可能な金額の登録を受け、発行者の加盟店でその金額分の利用が可能となる。

以上を踏まえると、1つの考え方としては、番号通知型前払式支払手段については、店頭やオンラインにおける払込をもって前払式支払手段債権が発生するが、当該債権は、発行者に開設しているアカウントに登録された時点で、行使可能となる条件付債権であると解することが考えられる。その移転は、発行者の関与なく行われること、および、発行者のもとで登録を受けるまでは当該権利を行使できないことが特徴といえる⁷²。この点に着目すると、移転の都度、三者間の合意を基礎とする債権者の交替による更改や、記帳といった発行者の関与が前提となる消滅・発生構成を採用することは困難であり、債権譲渡（ただし、第三者対抗要件は具備していない）として構成することが考えられる⁷³。そうした考えによれば、番号通知型前払式支払手段の移転とは、当事者間の意思表示に基づく前払式支払手段債権の譲渡および譲受人が債権を行使するための通知に必要な番号の伝達である（その方法として番号が記載されている券面が交付されることがある）と解することができる。

以上の考え方に対し、前払式支払手段債権が発生するのは、特定されたアカウント保有者からの番号の通知に基づき、発行者が、当該アカウント保有者のアカウントに登録した時点であるとも考えられる。このように考える場合、払込時点では、払込を行った者は、未だ前払式支払手段債権を取得するには至らず、番号の通知と引き換えに通知者のアカウントへの登録を発行者に求めることができる契約上の地位を取得するにとどまり、その裏返しとして、発行者は、将来番号を通知してきた者に対し、その者のアカウントに登録を行うことを約束する契約上の地位を負担す

71 前掲注 69 参照。

72 例えば、券面自体は、X から Y へ、Y から Z へと譲渡することができるが、実際に当該前払式支払手段を利用するには、Z が発行者に通知することでアカウントに登録を受ける必要がある。このとき、X から Y への券面の譲渡は、発行者の関与なく行うことができる。

73 なお、利用の局面では、発行者に対する通知およびアカウントへの登録が実施されることから、債務者対抗要件（民法 467 条 1 項）が満たされているが、確定日付ある証書による通知または承諾ではないため第三者対抗要件は満たされていない（同条 2 項。なお、前掲注 44 参照）。

るにとどまることになると考えられる。こうした考えによれば、番号通知型前払式支払手段の移転とは、発行者に対する上記契約上の地位を、番号の移転という方法によって、番号の保有者から別の者に移転することであり、こうした契約上の地位の移転は、発行者による事前の包括的な承諾が存在する場合には、番号の移転当事者間の合意⁷⁴のみによって行いうると解することができる（ただし、第三者対抗要件は具備していない）⁷⁵。

なお、以上とは別の観点として、番号の通知を行ってきた者が不正に番号を取得した無権利者であったとしても、発行者は、その者に対し、前払式支払手段債権を成立または発生させれば、悪意・重過失がない限り、真の権利者から責任を問われるものではないとも考えられる。

BOX 2. デジタルマネーに対する担保権の設定（その1）

（資金移動業者が提供するデジタルマネーに対する担保権の設定）

資金移動業者が提供するデジタルマネーに対する担保権の設定についても、預金を参考とすることができる。すなわち、預金債権を対象とする担保権としては、質権および譲渡担保権がありうる⁷⁶。質権の場合、債権を対象とする質権は、原則として合意のみにより効力を生じ、第三者対抗要件は、債権譲渡と同様、確定日付ある証書による債務者への通知または承諾が必要となる（民法 364 条）。また、債権を目的とする譲渡担保権の第三者対抗要件についても、債権譲渡の場合と同様となる（民法 467 条 2 項）。

利用者が資金移動業者に対して有する債権についても、預金債権に対する担保権の設定と同様、当該債権を目的とする担保権（質権および譲渡担保権）の設定が可能と考えられる。その場合、第三者対抗要件は預金債権と同様となると考えられる。

（前払式支払手段発行者が提供するデジタルマネーに対する担保権の設定）

前払式支払手段には、IC カードが発行されているもの（IC カード発行型）や発行されていないもの（IC カード不発行型）がある。このうち、IC カード発行型には、発行者が利用者に IC カードを貸与するもの（貸与型）と交付するもの（交付型）がある。また、約款において、前払式支払手段について、他人に貸与、

74 なお、番号の移転当事者間において、番号の原保有者は、番号の移転をした場合には、以降は、発行者に対して番号を通知しないことを合わせて約するものと考えられる。

75 契約上の地位の移転については、第三者対抗要件の具備の方法について見解が分かれている。

76 以下の預金債権を目的とする担保権の設定については、銀行の承諾（譲渡制限の意思表示の解除）がある場合を想定している。

譲渡、または質入れ等の担保に供することを制限する旨を定めるものがある。

まず、このような譲渡制限特約との関係について整理すると、譲渡制限を定める約款があったとしても、民法上は、原則として、債権の譲渡の効力は妨げられない（同法 466 条 2 項）。ただし、譲渡制限の意思表示について、悪意または重過失により知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができる（同条 3 項）。このため、仮に、前払式支払手段についての担保提供や譲渡の禁止（債権譲渡構成の場合における加盟店への譲渡を除く。）が広く普及し、悪意または重過失が肯定されるケースが相応に認められる場合には、譲受人は債務者たる発行者に対して債務の履行（代金債務の引受けと弁済、代金債務の第三者弁済または加盟店に譲渡されることを条件とする金銭債務の弁済）を請求できない可能性がある。

次に、前払式支払手段に対する担保権の設定については、動産としての IC カード自体に担保権を設定するのではなく、その動産に表示されている権利または地位に担保権を設定すると考えれば、貸与型と交付型の違いは担保権設定において影響を与えない。他方で、権利の行使方法として IC カードの存在が不可欠なものであることに着目すると、実際には、動産たる IC カードの占有が必要になる。より具体的には、IC カード発行型の場合、動産としての IC カードに対しても担保権（質権または占有を担保権者に移転するタイプの譲渡担保権）を設定するか、被担保債権全額の弁済まで IC カードを預かること（使用貸借）が必要となる。次に、IC カード不発行型の場合については、具体的な態様として、スマートフォンアプリ型や PC ログイン型が想定される。仮に、前払式支払手段について担保権を設定する場合、その実効性を確保するうえでの追加的な措置としては、理論的には、スマートフォンアプリ型については、(i) スマートフォン自体に対する質権の設定またはスマートフォン自体の使用貸借による占有の移転、(ii) スマートフォン上のアカウントに対する譲渡担保権の設定が考えられる。また、PC ログイン型については、ID・パスワードの変更によるログイン権限の移転が考えられる。

最後に、前払式支払手段における担保権の実行については、担保権者が担保権の実行により前払式支払手段を取得したうえで、当該 IC カードを利用する（加盟店での利用にあてる）ことが考えられる。もっとも、前払式支払手段は、原則として払戻し（換金）ができないものとされている（資金決済法 20 条 5 項本文）。このため、担保権者が、担保権実行により前払式支払手段を取得しても、それを払い戻すことは原則として認められないと解される。ただし、担保権実行により前払式支払手段を取得したのち、担保権者が、それを利用することによってその財産的価値を取得することは可能と考えられる。

5. 仲介者が存在する預金型および資金移動型デジタルマネー

以上で整理したとおり、わが国においては、預金や資金移動業者に対して利用者が有する債権を用いたデジタルマネーが存在する⁷⁷。もっとも、これらのデジタルマネーに関する法制度は、発行者が責任を負うかたちでのサービス提供を想定しており、海外で発行・流通しているステーブルコインのように発行者と仲介者が分離した場合の法の適用が明らかではないことが指摘されてきた⁷⁸。そこで、2022年6月に「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第61号）が成立し、資金決済法、銀行法等が改正されることとなった。それによって、発行者と利用者の間立つ仲介者についての規制が設けられることとなっている。

以下では、既存のデジタルマネーにおける利用者の権利の性質を踏まえ、仲介者が存在する場合における利用者の権利の性質についての分析を行う。

(1) 預金型デジタルマネーにおける利用者の権利の性質

イ. 利用者が有する権利の性質とその移転の法律構成

預金型デジタルマネーとは、銀行に対する預金そのものであるため、利用者の権利の性質は、預金契約に基づく預金債権であって、消滅・発生構成により移転すると考えられる。

ロ. 仲介者が存在する場合における預金型デジタルマネーの利用者の有する権利の性質とその移転の法律構成

これまで、預金者が、仲介者等の提供するアプリを介して振込手続を行うことや、預金残高や入出金の照会を行うことに関する規定は存在していた。すなわち、銀行法では、銀行に預金の口座を開設している預金者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座にかかる資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図の伝達を受け、これを当該銀行に対して伝達する行為等は、電子決済等代行業にあたと定義されている（同法2条21項）。

2022年の改正銀行法では、預金型デジタルマネーの発行者と当該デジタルマネーの移転・管理を行う者（仲介者）が分離する場合の規定が設けられた⁷⁹。すなわち、

77 金融審議会 [2022] 16頁とくに注55。

78 金融審議会 [2022] 16頁。

79 既存のデジタルマネーは発行者と仲介者が同一であると解されている。金融審議会 [2022] 20頁。

銀行の委託を受けて、当該銀行に代わって当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で、①当該口座にかかる資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること、②為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させることのいずれかを、電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（預金債権）の額を増加させ、または減少させる行為を電子決済等取扱業と定義し（同法2条17項）、それを営む者を電子決済等取扱業者と定義している（同条18項）。

この場合、利用者は、仲介者たる電子決済等取扱業者に、発行者たる銀行との預金契約の締結についての媒介を依頼し、預金口座の開設、当該銀行への資金の払込を行うことが考えられる⁸⁰。これにより、利用者の銀行に対する預金債権が発生することになる。仲介者は、自ら管理する利用者の預金口座にかかる帳簿において、利用者からの指示に基づき、銀行を代理して、預金債権の額を減少させること、および、為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させることが考えられる^{81,82}。

上記のような規定（銀行の「委託」を受けて、当該銀行に「代わって」）に関する解釈としては、仲介者が発行銀行と代理関係に立つと解する限りは⁸³、利用者が当該仲介者に対して預託している権利内容と発行者に対して有する権利内容の同一性が確保されていることになる。

以上を踏まえると、仲介者の存在する場合における預金型デジタルマネーの移転の法律構成については、仲介者が、「銀行の委託を受けて、当該銀行に代わって預金債権の額を増減させること」の法的基礎が、仲介者による発行者の代理に求められる限りは、預金の移転と同じ、消滅・発生構成を採ることが可能であると考えられる。

(2) 資金移動型デジタルマネーにおける利用者の権利の性質

イ. 利用者が有する権利の性質とその移転の法律構成

資金移動型デジタルマネーとは、資金移動業者が提供するデジタルマネーその

80 銀行法2条17項2号では、前号に掲げる行為に関して、預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うとされている（電子決済等関連預金媒介業務）。

81 銀行法2条17項1号。

82 なお、金融審議会〔2022〕では、こうした仕組みに関する預金口座の取扱いとしては、発行銀行では利用者名義の連名口座が開設され、その総額が管理されること、仲介者においては、個々の利用者の持分を管理し振り替える仕組みが採られるといった想定も指摘されている。金融審議会〔2022〕23頁とくに注79。

83 このとき、電子決済等取扱業者は、銀行が預金者や預金の額を把握できるよう、銀行と電子決済等取扱業者との間で速やかな帳簿の連携が必要とされている。主要行等向けの総合的な監督指針IX-2-1参照。

ものであるため、利用者が資金移動業者に対して有する権利は、資金移動債権と構成することができる。そして、資金移動型デジタルマネーの移転の法律構成については、上記3節(2)でみたとおり、資金移動債権と同様、消滅・発生構成を採りうると考えられる。

ロ. 仲介者が存在する場合における資金移動型デジタルマネーの利用者の有する権利の性質とその移転の法律構成

資金移動型デジタルマネーについては、資金決済法において、資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わって利用者（資金移動業者との間で為替取引を継続的にまたは反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る）との間で、①当該契約に基づき資金を移動させ、当該資金の額に相当する為替取引に関する債務にかかる債権の額を減少させること、②為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に関する債務にかかる債権の額を増加させることのいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務にかかる債権の額を増加させ、または減少させることは、電子決済手段等取引業と定義されている（同法2条10項4号）。

資金移動型デジタルマネーについても預金型デジタルマネーと同様、仲介者たる電子決済手段等取引業者が資金移動業者と代理関係に立つと解する限りは、利用者が当該仲介者に対して預託している権利内容と発行者に対して有する権利内容の同一性が確保されていることになる。

以上を踏まえると、仲介者の存在する場合における資金移動型デジタルマネーの移転の法律構成については、仲介者が、「資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わって預金債権の額を増減させること」の法的基礎が、仲介者による発行者の代理に求められる限りは、資金移動業者の提供するデジタルマネーの移転と同じ、消滅・発生構成を採ることが可能であると考えられる。

BOX 3. デジタルマネーに対する担保権の設定（その2）

（預金型および資金移動型デジタルマネーに対する担保権の設定）

預金型デジタルマネーについて、利用者が発行者に対して有する権利は、預金債権であると解されるため、それに対する担保権設定についても預金債権の場合に準じることになると考えられる。

より具体的に分析すると、仲介者が存在しない場合の担保権の設定については、質権および譲渡担保権の設定は債権譲渡の方式、すなわち、債務者（発行者）に対する確定日付ある証書による通知または承諾が必要になると考えられる。次に、仲介者が存在する場合の担保権の設定については、仲介者が発行者から代理

権を授与されているならば、利用者は、発行者の代理人たる仲介者に対する確定日付ある証書による通知または承諾を得ることで、利用者が発行者に対して有する権利にかかる譲渡等についての対抗要件が具備されると考えられる。

なお、資金移動型デジタルマネーについても、預金型デジタルマネーと同様に考えられる。

6. 電子決済手段

(1) 概要

ステーブルコインについては、一般的に、特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術（またはこれと類似の技術）を用いているものをいうと考えられている⁸⁴。例えば、分散台帳を用いて、発行者と仲介者が分離した形態でサービスが提供され、発行者が都度関与することなく、管理や移転が行われるものが考えられる。

わが国では、2022年の改正資金決済法において、いわゆるステーブルコインのうち一定のもの⁸⁵に対応する電子決済手段が新設され、4つの類型が定められることとなった（同法2条5項各号）^{86, 87}。

電子決済手段に関する規定の解釈については、電子決済手段等取引業者関係の事

84 Financial Stability Board [2020] p.5 における定義および金融審議会 [2022] 16 頁。分散台帳は、ネットワークへの参加に制約のないパーミッションレス型の台帳と、ネットワークへの参加に管理者による許可を要するパーミッション型の台帳とに大別される。金融審議会 [2022] 13 頁注 42。

85 ステーブルコインは、デジタルマネー類似型（法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約束するもの）と暗号資産型（アルゴリズムで価値の安定を試みるもの等）に大別されること、電子決済手段はデジタルマネー類似型ステーブルコインを意味するものと解されている。河合 [2023] 2 頁。

86 資金決済法2条5項は次のとおり。

この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品等を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権、第3条第1項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第3号に掲げるものに該

務ガイドラインによると、少なくとも、銀行等または資金移動業者が発行するデジタルマネーであって、その発行者が、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく取引時確認をした者にのみ移転を可能とする技術的措置が講じられており、かつ、移転の都度発行者の承諾その他の関与が必要となるものは、基本的には「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」との1号電子決済手段の要件を満たさず、電子決済手段に該当しないとされている⁸⁸。また、資金移動業者関係の事務ガイドライン⁸⁹によると、資金移動業者が電子決済手段を発行することを想定した記載が多くみられる。こうしたことから、以下では、もっぱら特定信託受益権を用いた電子決済手段（3号電子決済手段）および資金移動業者の発行する電子決済手段（1号または2号⁹⁰電子決済手段）

当するものを除く。）

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（次号に掲げるものに該当するものを除く。）

三 特定信託受益権

四 前3号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

- 87 電子決済手段の発行者は、銀行等（信託銀行を含む。）または資金移動業者（資金決済法62条の8第1項参照）のほか、特定信託受益権については、信託会社も発行者となることができる（同法2条27項）。なお、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令2条2項を踏まえて、発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる前払式支払手段等、移転を完了するためにその都度、発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段については、電子決済手段に該当するとされる（金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係5前払式支払手段発行者関係」I-1-4参照。ただし、上記内閣府令2条2項の適用は2年間の経過措置あり）。なお、前払式支払手段発行者は電子決済手段に該当する前払式支払手段の発行は禁止されていることから（前払式支払手段に関する内閣府令23条の3第3号）、本報告書では、銀行等または資金移動業者が発行する電子決済手段、および、信託銀行等または信託会社が発行する特定信託受益権を前提とした検討を行う。
- 88 金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係17電子決済手段等取引業者関係」I-1-1①および②において、1号電子決済手段の該当性についての判断枠組みが示されている。また、パブリックコメントに対する金融庁の考え方（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方等」別紙1、<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/01.pdf>）によると、「銀行によるパーミッションレス型ブロックチェーンを用いたステーブルコインへの関与については、銀行の業務の健全かつ適切な運営等と両立しない可能性が国際的にも示されている中、銀行の業務の健全かつ適切な運営等の観点から懸念があるため、銀行による電子決済手段の発行については慎重な検討が必要」との考えが示されている。上記「考え方」No.8参照。また、こうした内容を明確にする観点から、銀行法施行規則13条の6の9として、「銀行は、顧客との間で電子決済手段〔事務局注：略〕の発行による為替取引を行う場合には、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又はその業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならない。」が追加されており、現時点では、特定信託受益権を除き、銀行による電子決済手段の発行は想定されていないと考えられる。
- 89 金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係14資金移動業者関係」。
- 90 不特定の者を相手方として購入および売却を行うことができない財産的価値であっても、不特定の者を相手方として1号電子決済手段と相互に交換できるものについては、2号電子決済手段に該当する（資金決済法2条5項2号）。その該当性の判断にあたっては、「ブロックチェーン等のネット

について、利用者の権利等の分析を行う^{91、92}。

(2) 信託型電子決済手段

イ. 信託型電子決済手段の利用者が有する権利の性質

資金決済法において、電子決済手段の1つと認められた特定信託受益権（同法2条5項3号）とは、「金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。）であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。」と定義されている（同条9項）⁹³。発行者については、特定信託受益権を発行する信託会社等⁹⁴（信託銀行等を除く。）のうち政令で定めるものは、特定信託会社（同条27項）と定義されている。そして、特定信託受益権の発行による為替取引を特定信託為替取引、特定信託為替取引のみを業として営むことは特定資金移動業と定義されている（同法36条の2第4項）⁹⁵。なお、信託銀行等は、銀行業務として為替取引を行うことができる。

信託型電子決済手段としては、信託銀行等または特定信託会社が発行者となって、特定信託受益権を用いて発行することが考えられる。信託型電子決済手段を発

ワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、1号電子決済手段との交換を行うことができるか」、「1号電子決済手段との交換市場が存在するか」、「1号電子決済手段を用いて購入又は売却できる商品・権利等にとどまらず、当該電子決済手段と同等の経済的機能を有するか」等の点が検討されることとされている。金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係」I-1-1 ③。

- 91 この点、資金移動業者については、その類型により、厳格な滞留規制や送金上限規制が定められているため、現実には発行業務がビジネスになりにくいと指摘するものもある。河合 [2022] 27～28 頁。
- 92 なお、4号電子決済手段については金融庁長官が定めるものとされているが（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令2条3項）、現在（2023年5月末時点）のところ、金融庁長官による4号電子決済手段に該当するものの指定はされていない。
- 93 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令3条においては、円建てで発行される場合には、信託財産の全部が円建ての預金または貯金により管理されるものであること、外貨建てで発行される場合には、信託財産の全部がその外国通貨にかかる外貨預金または外貨貯金により管理されるものであることと定められている。
- 94 信託業法（平成16年法律第154号）2条2項に規定する信託会社もしくは同条6項に規定する外国信託会社または「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」（昭和18年法律第43号）1条1項の認可を受けた金融機関をいうとされる。資金決済法2条26項。
- 95 特定信託会社は、届出によって特定資金移動業を行うことができるものとされ（資金決済法37条の2第1、3項）、資金移動業についての各種規定の適用を受ける（同条2項）。そして、特定信託会社が特定資金移動業を営む場合については、同条2項により、同法62条の8の適用を受け、特定信託会社が電子決済手段を発行する場合には、その発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業を行うことができることになる。

行するための法的仕組みとしては、信託銀行等または特定信託会社を受託者、複数の証券会社等を委託者兼当初受益者とする信託を設定し、当該信託により発行された信託受益権を、当初受益者たる証券会社から顧客に販売するといった形態で発行されることが想定される。

なお、このような想定は、発行者と仲介者が分離することを意味する⁹⁶。そして、仲介者たる証券会社は電子決済手段等取引業者に該当するものと考えられる。すなわち、資金決済法は、電子決済手段の売買または他の電子決済手段との交換、これらの行為の媒介、取次または代理（以上は、「電子決済手段の交換等」と定義されている。同法2条10項1、2号）、他人のために電子決済手段の管理⁹⁷（同項3号）を電子決済手段関連業務と定義している（同法2条11項）。

上記で想定した法的仕組みのもとでは、利用者が発行者に対して有する権利は、信託受益権として構成されると考えられる。資金決済法において、特定信託会社については、(i) 特定信託受益権の受益者から、その信託の元本の全部または一部の償還請求を受けた場合には、遅滞なく、当該特定信託受益権にかかる信託契約の一部解約によりその請求に応じなければならないと定められている（同法37条の2第4項本文）。または、(ii) 遅滞なく、当該特定信託受益権をその履行等金額（資金移動業者に関する内閣府令3条の7に規定する履行等金額をいう。）と同額で買い取る必要があるとされている（同法37条の2第4項但書）⁹⁸。

ロ. 信託型電子決済手段の移転の法律構成

信託型電子決済手段の移転の法律構成について分析する。信託型電子決済手段は、その発行と移転・管理を行う者（発行者と仲介者）が分離し、利用者は、仲介者に対してその移転を依頼し、仲介者は、利用者の依頼に基づいて他の利用者に当該電子決済手段を移転することが想定される。

まず、利用者の有する権利が一般的な信託受益権（受益証券発行信託に基づく信託受益権を除く。）であると構成すると、その譲渡については、信託法に従って対

.....
96 金融審議会〔2022〕23頁では、受益証券発行信託を利用したスキームを前提に、仲介者が存在する想定が置かれていた。さらに、その信託財産としては、資金決済法と同様、銀行に対する要求払預金（預金保険で全額保護される決済性預金と定額保護される一般預金等のいずれか）とする想定がおかれていた。金融審議会〔2022〕23頁および注82。発行者自身が仲介業務（電子決済手段関連業務）を行うことも可能であると解される。資金決済法62条の8第1項、2条11、10項。

97 なお、電子決済手段等取引業者については、金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係17電子決済手段等取引業者関係」I-1-2-2④において、資金決済法2条10項3号の「他人のために電子決済手段の管理をすること」の例示として、「ブロックチェーン等のネットワーク上で発行する電子決済手段を取り扱う場合であって、単独又は関係事業者と共同して、利用者の電子決済手段を移転でき得るだけの秘密鍵を保有する場合など、申請者〔事務局注：仲介者たる電子決済手段等取引業者〕が主体的に利用者の電子決済手段の移転を行い得る状態にある場合」があげられている。

98 特定信託会社には、(i) または (ii) のための体制整備が必要とされる。金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係14資金移動業者関係」VI-3。

抗要件を備える必要がある。すなわち、信託法上、受益者は、その信託受益権を譲渡することができる（同法 93 条 1 項）、その譲渡を受託者に対抗するためには、受託者への通知または受託者の承諾が必要であり（同法 94 条 1 項）、第三者に対抗するためには確定日付ある証書による受託者への通知または受託者の承諾が必要となる（同法 94 条 2 項）^{99、100、101}。こうした第三者対抗要件の具備によらずに、権利を移転させる仕組みとしては、ブロックチェーン上の記録に基づくウォレット残高の増減に応じて、前主の信託受益権が消滅し、新たに後主において信託受益権が発生するかたちで特定信託受益権を移転する仕組みも考えられる^{102、103}。

次に、利用者の有する権利が受益証券発行信託に基づく受益権であると構成すると、その譲渡は、上記とは異なる信託法上の規律に従うことになる。具体的には、受益証券発行信託の受益権のうち受益証券が発行されないもの（信託法 185 条 2 項）については、その譲渡は当事者間の合意のみで可能である。一方、受託者対抗要件および第三者対抗要件については、受益権原簿（同法 186 条）への記載または記録（以下、「記載等」という。）が必要とされている（同法 195 条 1、2 項）。その場合の受益権原簿には、受益者の氏名または名称、住所等の記載等が必要とされている（同法 186 条 3 号）。この点、仮に、ブロックチェーン等を用いて信託型電子決済手段を移転する場合には、現行の信託法のもとでは、受益者の氏名または名称、住所等の記載等のない受益権原簿は、証券不発行型の受益証券発行信託の対抗要件として十分とはいえないことに留意する必要がある¹⁰⁴。

なお、仲介者との関係では、利用者は、仲介者に対し、他の利用者に電子決済手段を移転することを依頼する場合には、受益権原簿への記載等の変更を依頼する必

99 前掲注 44 参照。

100 この点、資金決済法における特定信託受益権については、発行者はその信託財産のすべてを預金または貯金により管理することが求められている（前掲注 93 参照）。

101 特定信託受益権を使用した電子決済手段については、資金決済法上、その他の電子決済手段のように「不特定の者に対して使用することができ」という要件は課されていないことからすると、移転の都度、発行者の承諾その他の関与が必要となる形態も含まれると考えられる。

102 移転の都度、発行者の承諾その他の関与が必要となる形態の信託型電子決済手段については、銀行預金と同様に、発行者と利用者間の合意を基礎として消滅・発生構成を採用しうると考えられる。このほかにも、発行者が移転に関与するか否かにかかわらず、信託型電子決済手段については、信託法 88 条 1 項に基づき、信託行為の定めに従って、ブロックチェーン上の記録に基づくウォレット残高の増減という事実に応じて受益者が変動するという考え方もあり、今後の検討が注目される。

103 パーミッションレス型ステーブルコインがブロックチェーン上で移転した場合に、実体法上の権利が確定的に移転されるのかについて現行法上明確なルールが存在しないことを指摘したうえ、特定信託受益権型ステーブルコインを移転する場合に前主の信託受益権が消滅し、新たに後主において信託受益権が発生することを約款上で規定するといった方法等が考えられるとするものがある。デジタルアセット共創コンソーシアム [2022] 11 頁。もっとも、その場合には、民法 515 条 2 項の類推適用等により確定日付ある証書による行為が要求される余地がありうる（前掲注 37 およびそれに対応する本文参照）。

104 移転の都度、発行者の承諾その他の関与が必要とならない形態のブロックチェーン等を用いて信託型電子決済手段が移転する場合には、留意する必要があると考えられる。

要がある。受益権原簿は受託者が作成し、備え置き、その他これに関する事務を行うものである（当該事務を受益原簿管理人に委託することも可能である。信託法188条）。このため、利用者は、その移転につき受託者対抗要件および第三者対抗要件を備えるには、受益権原簿の書換えを受託者に依頼する必要がある、そのためには、仲介者に取次を依頼するか、または、仲介者が受託者から代理権を付与されている場合であれば代理人たる仲介者に依頼する必要があると考えられる。

(3) 資金移動型電子決済手段

イ. 資金移動型電子決済手段の利用者の権利の性質

資金決済法上、電子決済手段を発行する主体としては、資金移動業者も想定されている（同法62条の8第1項参照）。また、その場合には、マネー・ローンダリング対策等として、自らが管理しないウォレットにかかる電子決済手段の移転および償還を停止するための態勢を整備する必要があるが¹⁰⁵、移転の都度、発行者の承諾その他の関与が必要とならない形態が想定されるものと考えられる。電子決済手段の発行形態としても、自ら移転・管理を行う場合のみならず¹⁰⁶、発行者と移転・管理を行う者（仲介者）が分離する場合が想定されている¹⁰⁷。以下では、こうした形態により資金移動業者が発行する電子決済手段を「資金移動型電子決済手段」と呼ぶこととする。

資金移動型電子決済手段における利用者の発行者に対する権利の性質は、発行者と仲介者が同一の場合でも分離する場合でも、資金移動業者に対して利用者が有する権利として同一のものと構成しうると考えられる。

具体的には、まず、資金移動型電子決済手段の発行と移転・管理を行う者が同一（発行者のみ）の場合の仕組みとしては、例えば、利用者は、まず、電子決済手段の発行者たる資金移動業者の管理する電子決済手段用のウォレットを開設し、資金移動業者に対して入金を行うことでウォレットを通じて電子決済手段の発行を受け、それを利用者間で移転するといったものが考えられる。こうした場合、資金移動業者と利用者の間には、電子決済手段の発行および償還、ならびに、移転および管理に関する委任契約関係があると考えられる。

次に、資金移動型電子決済手段の発行と移転・管理を行う者（発行者と仲介者）

105 金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係14 資金移動業者関係」II-2-1-2-1 (5) ②（注2）。

106 資金決済法62条の8第1項においては、発行者たる資金移動業者自身が、電子決済手段等取引業（電子決済手段関連業務に限る。）を行うことができるとされている。金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係14 資金移動業者関係」II-2-7も参照。

107 資金決済法2条10項各号。なお、金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係14 資金移動業者関係」II-2-2-1-1 (3) ⑦、IV-2からも同様の前提がうかがわれる。

が分離する場合の仕組みとしては、例えば、利用者は、まず、仲介者の管理する電子決済手段用のウォレットを開設し、資金移動業者に対して入金を行うことでウォレットを通じて電子決済手段の発行を受け、それを利用者間で移転するといったものが考えられる。このとき、仲介者は電子決済手段等取引業者（資金決済法2条12項）に該当し、電子決済手段の交換等や（同条10項1、2号）、他人のために電子決済手段の管理をすることが想定されている（同項3号）。こうした場合、発行者と利用者の間には、電子決済手段の発行および償還¹⁰⁸に関する委任契約関係、さらに、仲介者と利用者の間には、電子決済手段の移転および管理に関する委任契約関係があると考えられる。

資金移動型電子決済手段については、まだ明らかではない点が多く、私法上の権利の性質についての検討を深めることは容易ではない。もっとも、上記の委任契約関係を前提とすれば、利用者が発行者に対して有する権利の法的性質としては、利用者の申請に基づき、ブロックチェーン上の記録によって、電子決済手段の移転が実現されるという仕組みを提供する委任事務¹⁰⁹の履行請求権および資金移動業者に開設した口座で管理される、委任事務の対象となる資金についての返還請求権であると解しうる。そうであれば、資金移動業者が提供するデジタルマネーと同様の、資金移動債権であると構成する余地はあると考えられる。

ロ. 資金移動型電子決済手段の移転の法律構成

資金移動型電子決済手段の移転の法律構成について分析する。資金移動型電子決済手段は、その発行と移転・管理を行う者（発行者と仲介者）が同一の場合も分離する場合も想定される。利用者は、発行者または仲介者を介して、あるいは、両者を介することなく、ブロックチェーン上での電子決済手段の移転を申請し、ブロックチェーンの参加者が当該利用者の申請に基づいて当該電子決済手段の移転を行うものが想定される。

このとき、上記のとおり、利用者が発行者に対して有する権利は、資金移動業者が提供するデジタルマネーと同様の資金移動債権であるとする、その移転についても、債権譲渡、債権者の交替による更改、または債権の消滅・発生と構成することが可能であると考えられる。もっとも、資金移動型電子決済手段としては、移転の都度発行者の承諾その他の関与が必要とならない形態が想定されているところ、移転に発行者の関与が必要となる法律構成（債権譲渡、債権者の交替による更改、

.....
108 資金移動業者は、利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行うときは、あらかじめ、利用者に対し、適切な方法により電子決済手段の内容に関する説明を行わなければならない、そうした説明事項の1つとして、当該資金移動業者に対する償還請求権の内容およびその行使にかかる手続が定められている（資金移動業者に関する内閣府令29条の3第2項5号）。

109 ただし、委任事務の内容については、3節（1）で整理した資金移動債権（前掲注24およびそれに対応する本文参照）と異なりうると考えられる。

または債権の消滅・発生)を採るうえでは、さらなる理論的根拠について検討の余地がある¹¹⁰。

BOX 4. デジタルマネーに対する担保権の設定 (その3)

(信託型電子決済手段に対する担保権の設定)

信託受益権とは、受益者の地位を指し、受益者の地位には、信託財産からの給付を受ける権利(信託受給権、受益債権とも呼ばれる)と、信託の監督的な権能(受託者の信託違反の処分行為を取り消す行為や書類閲覧請求権等)が含まれるといわれている。信託受益権に対する担保権の設定は、原則として、両者について設定することとなるが、合意により、担保権設定者たる受益者に上記の権能の一部を留保することも可能と解されている¹¹¹。

設定できる担保権は、質権(信託法96条1項)に加え、譲渡担保権が考えられる。信託受益権に対する質権の設定は、民法362条以下の権利質の設定による。成立要件は、質権設定の合意、対抗要件は指名債権質の対抗要件である第三債務者への通知またはその承諾、第三者対抗要件は確定日付ある証書による通知または承諾となる(民法364条、467条2項)。

受益証券発行信託の受益権のうち受益証券の発行されないものの譲渡においては、対抗要件は受益権原簿への記載等とされており(信託法195条2項)、質権または譲渡担保権の設定についても、受益権原簿への記載等が必要になる(同法200条2項)。

以上を踏まえ、より具体的に分析すると、仲介者の存在が想定される信託型電子決済手段の担保権設定については、仲介者が発行者から代理権を授与されているならば、利用者は、発行者の代理人たる仲介者に対して、担保権設定のための受益権原簿の記載等を申請する必要がある。担保権の受益権原簿の記載等は、担保権者の氏名または名称および住所、担保目的である受益権が必要になるところ(信託法201条)、上記6節(2)ロ.と同様、仮にブロックチェーンを用いて利用者の情報を共有する場合には、そうした事項の記載等のない受益権原簿は、対抗要件として十分とはいえない。

110 移転に発行者の関与が必要とならない形態の信託型電子決済手段および資金移動型電子決済手段については、仮に、発行者の関与が必要となる法律構成を採用できないと解される場合には、電子記録に対するコントロールに基づく権利の帰属と移転を認めるルールを定めた海外の動向を参考にすることも考えられる(詳細は下記7節参照)。信託型電子決済手段については、前掲注102も参照。

111 能見[2004]51頁。

7. わが国における利用者保護と海外のデジタル資産に関する動向を踏まえた考察

以上では、わが国におけるデジタルマネーを対象として、利用者が有する権利の性質およびその移転の法律構成について分析を行った。利用者が有する権利の性質としては、債権または信託受益権であり、また、その移転については、いくつかの法律構成がありうるものの、預金債権の消滅・発生に準じた法律構成を採用しうることを指摘した。

もっとも、以下でみるとおり、債権または信託受益権を前提としたデジタルマネーは、マネーとしての流通性（転得者の保護）や安定性（仲介者の倒産時における利用者の保護）を確保するうえで問題が生じる可能性がある。

マネーとしての流通性および安定性確保の観点から、以下で紹介するデジタル資産に関する米国の動向を参考に、電子記録に対するコントロール概念を導入し、それに基づく権利の移転や転得者保護のルール等を整備していくことも検討に値すると考えられる。

(1) わが国におけるデジタルマネーに関する利用者保護

イ. 善意取得者の保護

デジタルマネーは、排他性のあるかたちでの管理が可能であり、不正な利用等の防止措置も講じうると考えられるが、マネーとしての流通性を確保するうえでは、善意の取得者等についての保護を図る必要性が高い。そのためには、わが国法制度における善意取得規定の適用を認めることが考えられる。もっとも、デジタルマネーの利用者が有する権利の性質として、債権または信託受益権を前提とすると、まず、債権については、現行法上、善意取得規定の適用の余地はない。

この点、預金債権については、平成8年最高裁判決¹¹²に従えば、誤振込金の受取人について、記録に基づく権利の取得を認めることとなり、その限りにおいては善意取得に類似した効果を認めるに近い帰結となりうる。すなわち、平成8年最高裁判決は、振込依頼人と受取人との間に振込の原因となる法律関係が存在しない場合であっても、受取人の口座に振込があったときは、受取人と銀行との間に振込金相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して、当該金額相当の普通預金債権を取得すると判示している。こうした帰結は、受取人について、記録に基づく預

112 最二小判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁。

金債権の取得を認めることに等しく、反射的に、本人（振込依頼人）は預金債権を失うことも善意取得と共通している。ただし、受取人について善意であることや過失がないことは求められていない点、受取人は前主による不当利得返還請求から免れない点、そもそも、転得者ではなく受取人を保護する結果となる点は、善意取得と異なっている。

平成8年最高裁判決の評価はさまざまであり、その射程が、銀行に対する預金債権以外にも及ぶかは定かではない。換言すれば、資金移動業者や前払式支払手段発行者においても、その口座によって利用者の資金が管理されているからといって、原因関係のないデジタルマネーの移転であっても口座の記録による債権の発生を認めるという私法上の法律効果の発生を認めることが可能かは直ちには明らかではない。

次に、信託受益権については、信託法上、受益証券発行信託の受益権のうち、受益証券が発行されているものについては、受益権の善意取得が認められている（同法196条）ほか、振替受益権（受益証券発行信託の受益権で振替機関等が扱うもの）については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づき、善意取得が認められている（同法127条の20）。もっとも、それ以外の受益権（受益証券発行信託の受益権のうち、受益証券が発行されず、かつ、振替機関等で扱われないもの）については、善意取得規定の適用はないと解される。

債権および信託受益権を基礎とするデジタルマネーの転得者の保護を図る解釈または立法としては、次のような方向性が考えられる。

第1は、デジタル・データに基づく権利については、事実上の支配権限（準占有）を基礎とした民法上の善意取得の適用を認めるという方向性が考えられる。デジタル・データに基づく権利は、動産や紙ベースの有価証券とは異なり、譲渡人の物理的な占有を基礎とする権利の外観は消失しているため、善意取得の理論的根拠を権利の外観に対する信頼の保護に求めることは難しく、むしろ、口座簿等の記録によってその名義人のみに権利行使が認められるという事実上の支配権限（準占有）を基礎として構成しなおすべき状況が生じているとの指摘がある^{113、114}。こうした指摘からは、記録によってその名義人にのみ権利行使が認められるという事実上の支配権限（準占有）を認め、民法上の善意取得の適用を肯定するという方向性、あるいは、真の権利者からの不当利得返還請求の切断を認めるという方向性が考え

.....
113 電子的記録に基づく権利を巡る法律問題研究会 [2015] 8頁以下、とくに13~14頁。

114 これに対し、商法（船荷証券等関係）部会 [2023] においては、電子船荷証券記録にかかる「準占有」の概念を利用することは、かえって法律関係を複雑化するおそれがあると指摘されている。そこで、「占有」または「所持」に相当するものとして、電磁的記録についての事実状態を示す概念として「支配」という新たな概念を創設することが提案されている。商法（船荷証券等関係）部会 [2023] 3~4頁およびその補足説明である法務省民事局参事官室 [2023] 17~21頁。こうした「支配」概念の導入が、船荷証券の電子化のみならずわが国の私法体系全体に影響を与える可能性を指摘するものとして、小出 [2022] 46頁。

られる。情報については、これをデジタル・データとして排他性のあるかたちで管理、利用および処分¹¹⁵する者は、事実上の支配権限（準占有）を有すると位置づけ、こうした者からの情報の取得に善意取得の適用を認めるアプローチと、善意無過失の転得者について、真の権利者からの不法行為に基づく請求を切断するというアプローチが考えられる¹¹⁶。

もっとも、こうした方向性については、私法上の法律効果が与えられていない記録について、こうした解釈論を展開していくことの問題をあわせて検討する必要があるとの指摘が考えられる。例えば、権利の内容や帰属が、ある主体が管理する記録原簿に記録された内容により定まり、その記録により、善意取得等の私法上の特別の法的効果が付与される場合には、当該主体について何らかの規律を及ぼす必要があると考えられていること¹¹⁷との整理を行う必要がある。

第2は、消滅・発生構成の採用が認められる一定の債権については、平成8年最高裁判決の射程の範囲内であると解し、受取人に対してはその債権の取得を認めるかたちで動的安全を確保するという方向性である。転得者に限らず、受取人についての権利取得を保護する帰結となるこのアプローチは、動的安全を過度に保護し、静的安全を害するものとの指摘も考えられるが、マネーの流通性を確保しながらも真の権利者が存在する場合には、不当利得返還請求が認められうることから、両者のバランスを一定程度図りうるといえる。加えて、信託受益権についても、こうした構成を採用する余地はある。しかしながら、信託受益権については、消滅・発生構成の採用が認められる論拠が妥当なのか、また、受益権原簿の記載等により権利者が確定する場合（証券不発行型の受益証券発行信託）にもそうした構成がとれるのか（消滅・発生根拠となる記帳と受益権原簿との関係）は定かではない。

ロ. 仲介者倒産時の利用者の保護

(イ) 仲介者の登場

欧米で発行されているステーブルコインについては、発行等の機能と、移転および管理等の機能が分離されているという実態や、それに応じた規制があることから、わが国でも、こうした形態の送金・決済サービスを可能とする法制度の構築に向けた検討が進められてきた¹¹⁸。その結果、銀行法のもとでは、預金型デジタルマネーの発行者たる銀行が仲介者にその移転および管理を委託すること、および、資

115 その際、データを排他性のあるかたちで管理、利用および処分がされているというためには、例えば、データを保有する者以外の者が、データにアクセスできないようにする措置が施されていることが必要と考えられる。事業者における顧客情報の利用を巡る法律問題研究会 [2022] 22 頁注 61。

116 事業者における顧客情報の利用を巡る法律問題研究会 [2022] 22～23 頁。なお、後者のアプローチは、米国の統一商事法典（Uniform Commercial Code: U.C.C.）第8編において、セキュリティ・エントタイトルメントについて認められているルールを参照したものの。

117 電子債権記録機関について、こうした旨の説明を行うものとして、始関・高橋 [2008] 183 頁。

118 金融審議会 [2022] 21～22 頁。

金決済法のもとでは、例えば、電子決済手段の発行者が仲介者にその移転および管理等を委託することを想定する規定が定められることとなった。

(ロ) 仲介者の破綻時における利用者の権利保護のための枠組み

金融審議会〔2022〕では、発行者または仲介者の破綻時において利用者の償還請求権が適切に保護されることが重要であるとし、そうした要請を満たす仕組みとして、代理を用いた仕組みが検討されていた¹¹⁹。代理を用いた仕組みのもとでは、仲介者が存在していたとしても、利用者は発行者に対する権利を保有し続けられると考えられることから、仲介者が破産した場合であっても、利用者の権利は影響を受けないと解される。換言すれば、代理を用いた仕組みによって、利用者が発行者に対して直接権利を有する構造を確保し、発行者に対する償還請求や、発行者・仲介者破綻時における権利行使の実効性を担保することが目指されている。

既存のデジタルマネーについては、上記5節のとおり、銀行法および資金決済法において手当てされているほか、電子決済手段については、電子決済手段等取引業者は、電子決済手段の交換等として、電子決済手段の売買または他の電子決済手段との交換、これらの行為の媒介、取次または代理を行うこと（電子決済手段の交換等。資金決済法2条10項1、2号）および他人のために電子決済手段の管理をすること（同項3号）が予定されている。発行者と仲介者が分離した場合であっても、代理構成による場合には、利用者の発行者に対する権利は影響を受けないと考えられるが、仮に、代理以外の構成、すなわち、取次や媒介の場合の利用者の権利の処遇は定かではない。とりわけこの問題は、海外発行の電子決済手段を念頭に、仲介者が発行者を代理するとの構成を採らない場合には顕著となる。

例えば、証券会社が顧客から証券の売委託や買委託を受ける行為は、取次に当たる。証券会社に対する顧客資産の分別管理義務を前提としても、顧客から預かった証券や金銭が証券会社の自己の財産に一時的に混入することがあるため、証券会社の倒産時において顧客が自らの資産を取り戻すことができるのかは問題となりうる¹²⁰。このような取次構成のもとでは、電子決済手段の法的性質を利用者の発行者に対する権利と同一視することができるならば、一時的に仲介者の資産に混入してしまった状況で仲介者が倒産した場合には自らの権利を主張することはできないことになりかねない。

.....
119 金融審議会〔2022〕23頁。

120 詳細は、金融取引における預かり資産を巡る法律問題研究会〔2013〕37～51頁参照。

BOX 5. 既存のデジタルマネーの発行者の倒産に関する考察**(発行者の破綻と利用者の権利の処遇)**

発行者が破綻する場合には、預金については、利用者は預金債権者として扱われることから、発行者たる銀行の破産手続では一般債権者（破産債権者等）としての処遇を受けることとなる（再建型も同様）。さらに、預金債権者は預金保険法（昭和46年法律第34号）に基づく保護も予定されている（同法54条、54条の2、同法施行令6条の3）。

これに対し、資金移動業者が提供するデジタルマネーや前払式支払手段発行者が提供するデジタルマネーについては、利用者の権利は破産債権等として扱われると考えられる。資金移動業者や前払式支払手段発行者については預金保険法に相当する法律はないものの、資金決済法は、これらの業者が保全する範囲内で、利用者が他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する旨規定している。

すなわち、資金移動業者については、資金決済法は「資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の額であって内閣府令で定めるところにより算出した額」を未達債務と定め（同法43条2項）、当該未達債務等を基準として算出した額を履行保証金として、これを資金移動業者は供託、供託に代わる履行保証保全契約の締結、または信託契約の締結をすることによって（同法43条～45条の2）、利用者から預かった資金を保全する義務を負うものとしている。そして、利用者は、供託等によって保全された履行保証金から、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する（同法59条1項本文）。

また、前払式支払手段発行者については、基準日における未使用残高の2分の1以上に相当する額の発行保証金を、供託、供託にかわる発行保証保全契約の締結、または信託契約の締結をすることによって（資金決済法14～16条）、利用者から預かった資金を保全する義務を負うものとされている。そして、利用者は、前払式支払手段にかかる債権に関し、供託等によって保全された履行保証金から、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するとされている（同法31条1項）。

こうしたことから、資金移動業者や前払式支払手段発行者が破産手続開始の決定を受けた場合であっても、当該優先弁済権は先取特権を定めたものと考えれば、破産手続では先取特権は別除権（破産法2条9項、同65条1項）と扱われるため、利用者は当該債権につき、破産手続によらずに、他の破産債権者に優先して、弁済を受けることができる（民事再生手続も同様。民事再生法53条）。

(発行者の再建とデジタルマネーの利用の継続)

以上に加え、発行者の破綻に関しては、発行者が事業を清算するのではなく、事業の再建を目指し、再建型倒産手続を申し立てるということも考えられる。その場合には、発行者の事業の継続のため、決済サービスの提供の継続すなわち利用者によるデジタルマネーの利用の継続が求められる。再建型倒産手続開始の申立ては、委任契約の終了原因（民法 653 条 1 項）とされており、手続開始の申立てがあったとしても直ちに利用者の権利（払戻請求権・費用返還請求権）が発生するわけではない。しかし、再建型倒産手続開始の申立てが払戻事由となっている場合には、それによって、返還請求権が再生債権・更生債権となるものと解される。事業継続が図られるなかで、利用者がそのデジタルマネーの利用の継続を選択できるか否かは、まずは、再建型倒産手続の申立てが発行者の定める払戻事由となっているか否かに影響を受けることになる。発行者が利用者との間の約款において、仮に、再建型倒産手続の開始等の一定の事由が生じた場合を払戻事由とする約款の定めがあったとしても、利用者が払戻しか履行を選択できるものなのか、あるいは、当然に払い戻されるかでその帰結は異なると考えられる。もっとも、後者のような内容の条項であったとしても、そうした倒産を原因とした契約解除すなわち払戻請求による処理を定める条項は、倒産解除条項の一種であると解され、その有効性については議論があることに留意が必要である。

次に、再建型倒産手続では、手続外での権利行使は禁止されるため（民事再生法 85 条 1 項、会社更生法 47 条 1 項）、デジタルマネーの利用が認められるには、利用に際して行われる発行者の役務提供が、法の定める例外事由の 1 つである少額債権の弁済に該当する必要がある。

少額債権については、これを早期に弁済することで、再建型倒産手続を円滑に進行できるとき、または、これを早期に弁済しなければ債務者の事業の継続に著しい支障をきたすときに弁済の許可がされうる（民事再生法 85 条 5 項、会社更生法 47 条 5 項）。少額性の判断は、取引先が事業の再建のために不可欠であり、その弁済をすることが再建への寄与、手続の平等性、公正の観点から合理性があるといった要件に基づくことが考えられる。

(2) 海外におけるデジタル資産に関する動向——米国を中心に

わが国におけるデジタルマネーは、債権であることを前提として、その権利の移転を債権の消滅・発生とも構成しうると考えられる。また、善意取得者の保護の局

面や仲介者の倒産の局面においても、その他の判例法理等に依拠することによって、利用者保護を図る方向を模索しうるものといえる。

もっとも、分散台帳技術等を用いた電子決済手段については、発行者における口座残高の記帳に基づいて消滅・発生構成を採りうる既存のデジタルマネーと同様に、利用者の権利の移転を消滅・発生と構成することができるかは必ずしも明らかではない¹²¹。

こうした中、海外に目を転じると、わが国とは異なるアプローチによる、デジタル資産を念頭においた立法等を模索する動きもみられる。デジタル資産の中には、ビットコインのように特定の発行主体を觀念しえないデジタル資産も存在し、それらは既存の権利の法的枠組みの中では説明が困難であることが各国においても認識されている。そして、そうしたデジタル資産を対象とした取引の法的不確実性を除去する必要があると考えられている。

例えば、英国では、政府より検討の要請を受け、英国法律委員会（Law Commission）¹²²が、デジタル資産に関する英国法の法的取扱いについて、その検討結果とそれを踏まえた立法提案を示し、市中協議にかけられた¹²³。デジタル資産にかかる技術が進歩する中で、財産権の対象としての特徴を有するもの（典型的にはビットコイン）が台頭してきたことを受け、それらが法的に承認され、また法的な保護の対象になるには、英国法を修正し、物権とも債権とも区別される第3のカテゴリーの財産権を認める必要があると指摘されている¹²⁴。

また、UNIDROIT（International Institute for the Unification of Private Law. 私法統一国際協会）においても「デジタル資産と私法」と題するプロジェクト¹²⁵において、「デジタル資産の私法に関する原則（UNIDROIT PRINCIPLES on Digital Assets and Private Law）」が策定され、理事会において採択されている¹²⁶。デジタル資産のうち、同原則で中心概念と位置づけられている「コントロール」の対象になるも

121 この点、セキュリティ・トークンを前提に譲渡の法理を分析したものがある。それによれば、銀行や振替機関等における口座上の記録とブロックチェーン上の記録とは、中央集権型か分散型かという違いはあるが、帳簿上の記録によって権利者やその残高を把握・確定できる（二重譲渡を排除することを含む。）点において、法的に同一の機能を有すると解しうる旨が指摘されている。そして、その場合には、ブロックチェーン上の記録によって残高が管理されているセキュリティ・トークンの帰属ないし移転についても、銀行や振替機関等における口座上の記録と同じ法理によって規律されうると指摘されている。金融法委員会 [2022] 12～13 頁。

122 英国法律委員会とは、法律委員会法（Law Commissions Act 1965）1条に基づいて設立された組織であり、法制度改革の促進を目的とする。

123 Law Commission [2022] p.6 (1.28-31). なお、2023年7月に最終提案文書が公表された (<https://www.lawcom.gov.uk/project/digital-assets/>)。

124 Law Commission [2022] pp. 2-4 (1.8-9, 15).

125 プロジェクトの設立経緯や議論の対象等の途中経過については、神田・小塚・曾野 [2022a, 2022b] 参照。

126 2023年5月10日に理事会において採択されている (<https://www.unidroit.org/meetings/governing-council/102nd-session-rome-10-12-may-2023/>)。

のを扱い、当該デジタル資産に対する財産権（proprietary rights）的側面（具体的には、移転 <transfer>、担保取引、および仲介者との関係）についての原則が示されている。

さらに、米国では、すでに、統一商事法典（Uniform Commercial Code: U.C.C.）について、新しいデジタル技術に対応するための改正がされたところである¹²⁷。具体的には、U.C.C.において第12編が新設され、仮想通貨や Non-Fungible Token（NFT）といったデジタル資産を念頭においた¹²⁸ コントロール可能な電子記録（controllable electronic record: CER）という概念の創設、CERを善意かつ有償で取得した者は、競合する権利の主張から切断されるというルール¹²⁹の制定、第9編における金銭の定義の見直しおよび新しい金銭の区分に応じたルールの改正等がされている。

CERとは、§12-105の定めるコントロールの対象となる、電子媒体に保存された記録¹²⁹をいう（§12-102(a)(1)）。CERの仕組みを定める第12編は、記録に関するルールであって、記録によって証明されている権利に関するルールを定めるものではない。記録によって証明される権利の内容は、その他の法律において定められることとなる。とりわけ、第9編では新たに「コントロール可能な金銭債権（controllable account）」および「コントロール可能な支払無体財産（controllable payment intangible）」¹³⁰が創設されており、CERはこれらの請求権を有することを

127 統一法委員会（Uniform Law Commission: ULC）および米国法律委員会（American Law Institute: ALI）が公表した最終法案やそこでの議論の経過等については、<https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?communitykey=1457c422-ddb7-40b0-8c76-39a1991651ac> 参照。引用している条文は最終版（ULC and ALI [2023]）に基づく。

128 ULC and ALI [2023] p.1. ビットコインはCERの典型であると説明されている。ULC and ALI [2023] p.231.

129 記録（record）とは、有体物である媒体に記された情報、または、電子またはその他の媒体に保管され、知覚可能なかたちで取り出すことができる情報をいう（§1-201(b)(31)）。同規定は、今回の改正対象とはなっていない。

130 ULC and ALI [2023] pp. 2, 234. コントロール可能な金銭債権とは、CERによって証明される金銭債権であり、当該CERによって、債務者が、当該CERに対して§12-105のコントロールを有する者に対し支払を行うことを引き受けることを定められているものをいう（改正§9-102(a)(27A)）。また、コントロール可能な支払無体財産とは、CERによって証明される支払無体財産（payment intangible）であり、当該CERによって、債務者が、当該CERに対して§12-105のコントロールを有する者に対し支払を行うことを引き受けることを定められているものをいう（改正§9-102(a)(27B)）。

なお、金銭債権（account）とは、履行によって弁済義務が生じているか否かに関係なく、売却、賃貸借、使用許可、譲渡または処分されたもしくははされる財物、提供されたまたはされるサービス等の要因で生じる金銭債務の支払を受ける権利をいう。ただし、動産抵当証券、商事不法行為に基づき発生した損害賠償請求権、預金口座、投資財産、信用状の権利もしくは信用状、クレジットカードもしくはチャージカードの使用もしくはそれらについての情報またはそれらと一緒に使用される情報の使用によって生じる権利以外の、前渡しされたもしくは売却された金銭もしくは資金に対して支払を受ける権利、証書によって証明される支払請求権を含まない（改正§9-102(a)(2)）。

支払無体財産（payment intangible）とは、一般無体財産でありその主たる債務内容が金銭の支払であるものをいい、コントロール可能な支払無体財産を含む（改正§9-102(a)(61)）。

債務者が、ある者が債務者のために受け取った金額を、別の者に対して支払うよう請求する権利

証明する仕組みを提供することも予定されている¹³¹。

そして、CERの「コントロール」を取得すれば、当該CERの証明する権利を取得できることになり、当該支払請求権にかかる債務者（obligor/ account debtor）は、当該CERのコントロールを有する者に対して、その債務を支払うことに合意するものとされる¹³²。

なお、CERの「コントロール」が認められる場合とは、(1) 電子記録、電子記録に添付された記録もしくは論理的に関連づけられた記録、または電子記録が記録されたシステムが、ある者に対して、(A) 電子記録から得られる実質的にすべての利益を利用する権限、および、(B) 排他的権限、すなわち、(i) 第三者が電子記録から実質的にすべての利益を得ることを阻止する権限、および (ii) 電子記録のコントロールを他人に譲渡する権限、または電子記録の譲渡により CERのコントロールを他人に取得させる権限を与える場合であり、かつ (2) 電子記録、電子記録に添付された記録もしくは論理的に関連づけられた記録、または電子記録が記録されたシステムが、氏名、識別番号、暗号鍵、事務所、口座番号等を含むあらゆる方法によって、ある者について、上記 (1) で定める権限が認められていることを、容易に識別できるようにしている場合をいうとされている (§12-105(a))。

こうした米国における制度設計は、CERが証明する権利がいかなる権利であるかにかかわらず、CERと認められるものについては、その権利の帰属・移転のためのルールを画一化し、その善意有償取得者についての保護のほか、CERの帰属者（権利者）の有する権利についての物的保護（倒産時の取戻権）が図られたと評価することができる。

また、発行者や仲介者の倒産時に、CERのコントロールを有する者がどのような処遇を受けるかについては、U.C.C.には直接定めが置かれていない。ただし、CERのコントロールを有する者は、記録された権利の帰属が認められるため、当該権利を定める実体法に従った権利の処遇を受けるものと解される。また、仮に、仲介者（交換業者）を介して、CERの記録がされていたとしても、CERのコントロールの帰属が認められる以上は、その権利に仲介者の倒産の影響はないものと解される。

米国では、CERのような新しい法概念を創設する一方で、預金債権については、電子媒体に記録された場合であっても、CERには該当しないものと位置づけられている。また、新たに「電子的金銭（electronic money）」という概念が創設されているが、有体物としての金銭とも預金債権とも区別され、独自の対抗要件具備方法

（クレジットカードやその他の支払カード取引における加盟店が、取引の決済のために銀行が受け取った金額を、カード・システムに対して支払うよう請求する権利等も含まれる）は、「支払無体財産」であるとされている (§9-102, Official comment 5.(d))。

131 ULC and ALI [2023] p.2.

132 ULC and ALI [2023] p.2.

に準拠することや take-free rule¹³³ の適用が想定されている。その結果、預金債権はあくまでも預金債権としての取扱いが貫徹され、その他の権利について、預金債権に関する規定を準用する制度体系とはなっていないと解される¹³⁴。

このように、米国の制度は、デジタル資産に対する権利の帰属と移転を電子記録に対するコントロールに基づいて決定するルールや、転得者を保護するルールを定めることにより、取引の安全や利用者保護を実現するものであるといえる。こうした制度は、今後のわが国の制度設計を検討するうえで、参考になると考えられる。

8. おわりに

本報告書では、資金移動や前払式支払手段等の既存のデジタルマネーが普及し、資金決済法の 2022 年改正により新たに電子決済手段が創設される中、デジタルマネーの私法的側面の検討を行う観点から、利用者が発行者に対して有する権利の性質やその移転の法的問題を分析した。本報告書における指摘事項は以下のとおりである。

デジタルマネーはさまざまな種類が存在するが、種類によって利用者の権利やその移転の法律構成は異なりうる。本報告書が対象とするデジタルマネーについて横断的に分析した結果、利用者の権利の性質は債権または信託受益権、移転については、債権譲渡、債権者の交替による更改および債権の消滅・発生と構成しうることを指摘した。とくに、消滅・発生構成については、(i) 発行者と利用者の合意を基礎として、発行者の管理する口座（アカウント）における残高の記帳により認められること、(ii) 譲渡制限特約の物権的効力が認められ、口座の記録のみで第三者と

.....
133 U.C.C. 第 9 編では、預金口座からの資金の受取人は、当該資金に設定された担保権者の権利を担保権設定者との共謀によって侵害しているのでなければ、当該資金を担保権のないかたちで取得できると定められているところ (§9-332(a))、電子的金銭についても同様の規定が定められることとなった (§9-332(b))。

134 そもそも、米国では、預金の振込取引にかかる法制度としては、消費者取引のみを対象とする連邦法（Federal Electronic Fund Transfer Act (15 U.S.C. 1693 et seq.）。以下、「連邦 EFT 法」という。）があるほか、大口取引を対象とする U.C.C. 第 4A 編がある。誤振込といった瑕疵ある振込委託の場合の受取人の権利に関しては、連邦 EFT 法には定めがなく、U.C.C. 第 4A 編に定めがある。第 4A 編においては、1 つの振込取引における各支払指図は独立であり、前者の支払指図が無効であっても、後者の支払指図の効力には影響を与えないのが原則であり、よって、振込委託に瑕疵があっても、被仕向銀行が仕向銀行または仲介銀行から受信した支払指図を承諾すれば、受取人の被仕向銀行に対する振込金債権は発生するのが原則である。もっとも、瑕疵の内容によっては、細かなルールが設けられており、平成 8 年最高裁判決のような事案においては、受取人は被仕向銀行に対する振込金支払請求権を有効に取得すると定められている (§§4A-209(b), 404(a))。同時に、振込依頼人は、受取人として被仕向銀行から振込金の支払を受ける権利を代位して取得するとの定めもある (§4A-406(b))。以上、岩原 [2003] 288～289 頁。

の関係を一規律できる場合には第三者対抗要件の具備として特段の行為を要しないことを指摘した。

前払式支払手段については、幅広い相手方に対して利用可能な第三者型に関し、これまで加盟店での利用の場面の法律構成が議論されてきたが、本報告書では、利用者間での権利の移転の場面を分析した。とくに、発行者が管理する仕組みの中で、アカウント間での残高譲渡が可能な残高譲渡型について、加盟店で利用する際の利用者の権利の移転が、債権譲渡、債権者の交替による更改のほか、債権の消滅・発生と構成しうることを指摘した。

仲介者が存在する預金型および資金移動型デジタルマネーについては、仲介者が発行者の代理人であるとする構成を前提とすると、利用者の仲介者に預託している権利の性質は、預金や資金移動と変わらないこと、また、その移転についても消滅・発生構成を採りうることを指摘した。

電子決済手段については、信託型電子決済手段および資金移動型電子決済手段について検討した。信託型電子決済手段については、利用者の権利は信託受益権であり、その譲渡については、信託法の規定に基づく対抗要件の規律が適用されるほか、受益証券発行信託の受益権のうち受益証券の発行されないものにはそれとは異なる規律が適用されること、さらに、受益権の譲渡とは別に、受益権の消滅・発生構成による移転の余地もあることを指摘した。また、資金移動型電子決済手段の移転については、債権譲渡、債権者の交替による更改、または債権の消滅・発生と構成しうることを指摘した。

既存のデジタルマネーはもちろん、電子決済手段についても、マネーとして流通性を確保するには、これらが移転した際に譲受人が第三者に対抗できることや、これらの転得者が保護されることが必要である。また、マネーとして安定的に利用されるためには、発行者や仲介者の倒産時に利用者の権利が保護されていることが必要である。こうしたマネーとしての流通性および安定性の確保の観点から、現行法に基づく解釈のほか、電子記録に対するコントロールに基づいて権利の帰属と移転を認める、デジタル資産のルールに関する海外の動向が参考になることを指摘した。

本報告書では取り扱うことができなかつた課題としては以下のものがあげられる。第1に、デジタルマネーについては、マネーとしての転得者保護をどこまで図るべきかが論点となる。すなわち、マネーとしての流通性を確保する観点から、善意の転得者はもちろん、悪意の転得者に対しても、デジタルマネーの取得を認める一方、真の権利者の保護は、不当利得の返還等により図ることも考えられる。第2に、本報告書では、国内発行のデジタルマネーを対象としたため、海外発行のデジタルマネーにおける利用者の権利等は分析していない。ただし、本報告書における利用者の権利等に関する分析は、海外発行のデジタルマネーの利用者の権利等の検

討につながるものと考えられる。第3に、技術の変化が大きい分野であるため、デジタルマネーを支える技術基盤の変化に留意していく必要がある。また、不正取得やシステム障害によりデジタルマネーの移転や保管が適切に行われなかった場合等に発生した損害について、利用者と発行者の責任分担が問題となりうる。第4に、デジタルマネーの提供者が、情報を適切に取り扱うための規範はどうあるべきかが論点となりうる。こうした課題については、学界等において、さらなる議論と検討が行われることが期待される。

デジタルマネーについては、情報技術の発展等に伴って、利便性のさらなる向上や利用の拡大が見込まれる。本報告書における、利用者の発行者に対する権利やその移転にかかる法的検討が、デジタルマネーに関する法的不確実性の除去につながり、ひいてはわが国のデジタルマネーのさらなる発展の一助となれば幸いである。

参考文献

- 岩原紳作、『電子決済と法』、有斐閣、2003年
- 加毛 明、「決済手段の移転に関する私法上の法律問題——資金移動業電子マネーを中心として」、沖野眞已・丸山絵美子・水野紀子・森田宏樹・森永淑子編『これからの民法・消費者法 (I) 河上正二先生古稀記念』、信山社、2023年、245～271頁
- 河合 健、「ステーブルコインに対する法規制の実務上の論点および関連ビジネスへの影響」、『金融法務事情』2193号、2022年、22～34頁
- 神田秀樹・小塚荘一郎・曾野裕夫、「神田秀樹先生に聞く デジタル資産と私法に関する UNIDROIT の原則案 (上)」、『NBL』1223号、2022年 a、4～14頁
- ・——・——、「神田秀樹先生に聞く デジタル資産と私法に関する UNIDROIT の原則案 (下)」、『NBL』1225号、2022年 b、18～26頁
- ・森田宏樹・神作裕之、『金融法概説』、有斐閣、2016年
- 金融審議会、「資金決済ワーキング・グループ 報告」、金融庁、2022年 (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111/houkoku.pdf、2023年5月31日)
- 金融取引における預かり資産を巡る法律問題研究会、「顧客保護の観点からの預かり資産を巡る法制度のあり方」、『金融研究』第32巻第4号、日本銀行金融研究所、2013年、25～104頁
- 金融法委員会、「セキュリティ・トークンの譲渡に関する効力発生要件及び対抗要件について (特に匿名組合持分及び信託受益権の譲渡に関して)」、金融法委員会、2022年 (<http://www.flb.gr.jp/jdoc/publication60-j.pdf>、2023年5月31日)
- 小出 篤、「船荷証券の電子化に関する法整備の動向」、『法律時報』94巻12号、2022年、41～46頁
- 近藤弘二、「預金契約の成立」、鈴木祿弥・竹内昭夫編『金融取引法大系 第2巻 預金取引』、有斐閣、1983年、38～69頁
- 事業者における顧客情報の利用を巡る法律問題研究会、「法人顧客情報の取引と利用に関する法律問題：商取引における新たな価値創造に向けて」、『金融研究』第41巻第3号、日本銀行金融研究所、2022年、1～42頁
- 潮見佳男、『民法 (債権関係) 改正法の概要』、きんざい、2017年
- 、『債権総論 [第5版補訂]』、信山社、2020年
- 始関正光・高橋康文編著、『一問一答 電子記録債権法』、商事法務、2008年
- 商法 (船荷証券等関係) 部会、「船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案」、法務省、2023年 (<https://www.moj.go.jp/content/001394826.pdf>、2023年5月31日)
- 高松志直、「電子マネーおよび仮想通貨に対する強制執行」、『金融法務事情』2067

- 号、2017年、50～58頁
- 中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会、「取引法の観点からみた資金決済に関する諸問題」、『金融研究』第29巻第1号、日本銀行金融研究所、2010年、105～160頁
- デジタルアセット共創コンソーシアム、「パーミッションレス型ステーブルコインの健全な導入・普及に向けた整理」、三菱UFJフィナンシャル・グループ、2022年 (https://www.tr.mufg.jp/ippan/pdf/permissionless_rpt.pdf、2023年5月31日)
- 電子的記録に基づく権利を巡る法律問題研究会、「振替証券・電子記録債権の導入を踏まえた法解釈論の再検討」、『金融研究』第34巻第3号、日本銀行金融研究所、2015年、1～66頁
- 電子マネーに関する勉強会、「電子マネーの私法的側面に関する一考察：『電子マネーに関する勉強会』報告書」、『金融研究』第16巻第2号、日本銀行金融研究所、1997年、1～45頁
- 中田裕康、「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」、『金融法務事情』1746号、2005年、16～23頁
- 能見善久、「信託受益権の担保」、『債権・動産等担保化の新局面（金融法務研究会報告書）』、全国銀行協会、2004年、46～59頁
- 法務省民事局参事官室、「船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案の補足説明」、法務省、2023年 (<https://www.moj.go.jp/content/001394827.pdf>、2023年5月31日)
- 堀 天子、『実務解説 資金決済法 [第5版]』、商事法務、2022年
- 前田 庸、「交互計算の担保的機能について——交互計算残高に対する差押の可否をめぐって」、『法学協会雑誌』78巻6号、1962年a、628～671頁
- 、「交互計算の担保的機能について（二・完）——交互計算残高に対する差押の可否をめぐって」、『法学協会雑誌』79巻4号、1962年b、391～438頁
- 森田宏樹、「電子マネーの法的構成（5）——私法上の金銭の一般理論による法的分析」、『NBL』626号、1997年、48～56頁
- 、「（報告）電子マネーをめぐる私法上の諸問題」、『金融法研究』第15号、金融法学会、1999年、51～90頁
- 、「振込取引の法的構造——『誤振込』事例の再検討——」、中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』、有斐閣、2000年、123～198頁
- 、「流動性預金『口座』契約とは何か」、『金融・商事判例』1290号、2008年、1頁
- Financial Stability Board, Regulation, Supervision and Oversight of “Global Stablecoin” Arrangements, Final Report and High-Level Recommendations, Financial Stability Board, 2020 (available at <https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P131020-3>).

pdf、2023年5月31日).

Law Commission, *Digital Assets: Consultation Paper*, Law Commission, 2022 (available at <https://www.lawcom.gov.uk/project/digital-assets/>、2023年5月31日).

ULC (Uniform Law Commission) and ALI (the American Law Institute), *Uniform Commercial Code Amendments (2022) with Prefatory Note and Comments*, Uniform Law Commission, 2023 (available at <https://www.uniformlaws.org/viewdocument/final-act-164?CommunityKey=1457c422-ddb7-40b0-8c76-39a1991651ac&tab=librarydocuments>、2023年5月31日).

